

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成 27 年 2 月 26 日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。定刻になりましたので、昨日に引き続きまして教育民生常任委員会を開催させていただきます。

昨日は、こども未来部の所管に関するところの審査をさせていただきます。また、こども未来部の審査は終了していませんが、ここで健康福祉部の請願についての審査を先にさせていただきます。

冒頭、傍聴の方、市民の方がたくさんお見えだということをご報告させていただきます。また、本日は手話通訳の方も入られていますので、ご報告させていただきます。

請願第 10 号 地域格差をなくし障害を理由に参加を拒むことのないもろくない社会の実現を求めることについて

○ 中川雅晶委員長

それでは、請願第 10 号地域格差をなくし障害を理由に参加を拒むことのないもろくない社会の実現を求めることについての審査を行わせていただきます。

冒頭、村田健康福祉部長のご挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 村田健康福祉部長

改めまして、おはようございます。健康福祉部でございます。

今回、この定例月議会のほうには当初予算、補正予算、それから条例改正等の議案関係、そのほか協議会もお願いしております。本日は冒頭に請願審査ということでお時間をいただくわけでございます。非常に、大変盛りだくさんではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、これより審査に入っていきたいと思います。まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 中川雅晶委員長

本日は、請願者の方が請願趣旨についての意見陳述のためにお越しいただいております。それでは請願者の方は請願者席のほうへご移動いただけますでしょうか。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○ 請願者（山本）

おはようございます。このたびは私ども四日市市身体障害者団体連合会の長年の願いを、日ごろは先生方を初め皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら活動しておったわけですが、議会事務局から読み上げていただいたような趣旨のもとに請願に上がりまして、なおかつ一番初めに、1番のことについてはこちらの鈴木さん、それから2番目のことについての、ガイドヘルパーの仕組みについては黒宮さんから説明させていただきます。

冒頭に私が申し上げることは、議会事務局で読み上げていただいた請願趣旨のとおりでございますが、最近、三重県のほうでも、去年の11月30日に、第60回三重県身体障害者福祉大会というのが津で開催されました。その中にありましてもこの医療費助成問題は、県内が現在、29市町でしたか、そのうちの14市町まで拡大していただいている中であって、全県的な取り組みを、決議文の中でも決議をする中でお願いしていくというような形になっておりますし、何とか長年の、私どもの思いでございます。振り返れば市町村合併のときにおいても、当時の市長さんとの間でいろいろとお話をさせていただいた中であつたんですけれども、請願趣旨に書かせていただいたとおりの内容でございました。ぜひとも私どもの社会参加であり、障害者も一市民として活躍できる社会環境のためにも、ぜひよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

じゃ、鈴木さん、お願いできますか。

○ 請願者（鈴木）

おはようございます。鈴木といたします。よろしくお願ひします。

医療費助成の件でお願いに上がりました。今現在、私は3級なんですけれども、この前まで4級で35年間過ごしていました。その間、若いときは仕事もあり、だんだん障害も重くなり、仕事も困難となり、医療費のほうも3割負担ということで、大分体も悪くなってきた上でも、医療費が負担となって病院に行くことさえ困難なときもありました。今回お願いに上がったのは、私と同じような方が4級の方でもたくさんみえることを知り、医療費が払えないために病院に行けない方がたくさんいることを知りました。その上で何とか4級の方まで助成をしていただけたらなと思って、この場を借りてお話に上がりました。

今、たくさん働いてみえるの障害者の方もみえますけれども、4級だからといって就職ができるわけでもなく、企業に面接には行けてもその時点、受けた後にはやはり障害だから、けがをされたらだめだからお断りしますというお返事がすごく多かったです、私もほかの方のお話も聞いた上で。収入もないのに生活をしていく上ではすごく大変です。その上で、生活保護の人は医療費の面でも恵まれていると思いますけれども、やはり障害者は親と兄弟が援助してくれるうちは生活できますけれども、だんだん私らぐらいの年になってきたりすると、親もいなくなり、兄弟もいなくなったり、生活も本人が苦しいのに兄弟までは十分に世話ができないという現状もありますので、その上で今回、お願いに上がりましたので、その点をちょっと考えていただけたらなと思います。

それと就職、もうちょっと重度の障害者も働ける場があれば、ちょっとでも本人の生きがいになって、外にどんどん出て体も鍛えられるとも思います。今の現状では生活面も大変だし、外へ出るのが困難だから、やはりもうちょっとそういう点を、これから考えていただけたらなと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 請願者（黒宮）

黒宮と申します。よろしく申し上げます。

移動支援制度のことについてお願いに上がりました。今の現状では、電動車椅子に乗ったら自分で動けるようになるので、移動支援は必要ないであろうと言われて移動支援制度が使えない、ヘルパーさんが使えないことになっているんですが、自分で移動できるであ

ろうということでは、非常に人道的にもいかなものかと思えます。なぜかというと、全身性の障害者は体全身に障害があるものであって、手も動かしにくいし、もちろん歩行もできないものですから、電動車椅子に乗ることさえ困難なんですよね。電動車椅子に乗って、自分で外出はできるにしても、外出したときに食事の介助が要る人もいるし、トイレに行きたくなる、これは人間ならだれでもあることなんですよ。トイレの介助がないとトイレに行けない人がいるんです。そうすると、トイレを我慢できる範囲内にしか外出できない。例えば、1日イベントに参加したくても、家からイベント会場まで行く時間を1時間、帰りを1時間として、イベント会場にいられる時間が1時間から1時間半ぐらいしかいられない。そういうことになってくるんです。そうすると、だんだん障害者も高齢になってくると、家族の介助もままならなくなって、電動車椅子に乗せてもらったり、おろしてもらったりすることもだんだんと回数が減ってくるわけですね。本人は社会参加がしたくても、そういう理由で断念せざるを得なくなってくるケースがありますので、ぜひお考えいただきたい。それと、ほかの市町のイベント、県のイベントなんかに参加して、四日市市は電動車椅子に乗ると移動支援が使えるのやわと言うと、四日市市ってそんなに人間のことを考えんような市の制度なのかと言われてしまうので、ぜひともお考えいただきたいと思えます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、ここからは請願者の方へ委員の皆さんからの質疑をお受けしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○ 石川勝彦委員

1、2とも家族の問題、世代交代ということの中で大変ご苦勞なさっておりますが、どうあらねばならないかということは、請願趣旨を拝読すればおのずとわかりますが、市に求めておることが、他の、いわゆる29市町村の中で、14市町は改善されておるにもかかわらず、本市は残っておるといような状況について、今、そちらの方が県に出かけていても恥ずかしい思いをしておるといことで、大変私どもも心を痛めさせていただく、再認識させていただきましたが、何とかという思いはこれは当然のことだと思えますが、

この辺のことについてはどちらかと言えば理事者のほうに私、お聞きしたいところがあるんですが、いいですか。

○ 中川雅晶委員長

後ほど理事者から補足説明をいただくので、そのときに。

○ 石川勝彦委員

補足説明。現状に対して、認識について聞かせていただいてもいいですか。

○ 中川雅晶委員長

今は請願者だけ。

○ 石川勝彦委員

そうですか。

移動支援制度について、今、こちらの方がいろいろと説明をいただきましたけれども、なぜ四日市市はできない状況にあると思っておられますか。

○ 請願者（黒宮）

ずっと前に、四日市市はこうしようということで行政で決まったからと聞いております。

○ 請願者（山本）

このことについても、毎年、健康福祉部長さんであり、障害者施策推進協議会等ではいろいろご意見も出させていただいております中でございまして、その中からの、私どもで、今黒宮さんがおっしゃったように、四日市市はある面、条例とか制度面が他の市町に比べてめっちゃめっちゃしっかりできておるかと思うんです。その決まった条例が、何年ということはやっとよく調べてこなかったんですけれども、相当前から電動車椅子に乗れば移動という面においては、動けるんだからいいんじゃないかという解釈であったかと思えます。なおかつ、黒宮さんがおっしゃったように食事とかトイレ介助というところは、電動車椅子に乗ったらそんなものは要らんのねという中で、四日市は早く決まったところがあって、

現状に至っておると思うんです。三重県もそうなんですけれども、よその県とか、ほかで研修なんかで全国で交流するときにおいても、何、そんなのかねと言ってあきれられておるのも事実なんです。そうした中で条例というのが早くできて、その中でずっとご指導賜ってきた中で、ようやく今回、このような形で出させていただいたのではないかなという具合に思っています。

○ 石川勝彦委員

事情について市のほうもよくわかっていると思いますが、どこまで理解を求めてきたかというのが、この請願につながっていると思うんですね。皆さんの努力は精いっぱいやっていただいたと思いますし、よそで恥をかいてきたということと、市の条例云々ということとでめっちゃめっちゃに縛りがきついというような話がありましたが、その辺のところについて思いを詰めてこういう形になったということでございます。その点で両者のご説明につきましては十分理解をさせていただきました。ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

他の委員で、請願者に対するご質疑はございませんでしょうか。

○ 川村高司副委員長

よろしくお願ひします。この請願事項の2番目の、電動車椅子の移動支援については本当におっしゃるとおりだなと思って、私も身近にそういう方がいらっしゃるからというわけではないんですけど、おっしゃるとおりだなと。全く何をしているんだ、四日市市はと思うぐらいであるんですけど、1番目の点に関してはちょっといろいろ教えていただきたい。平成26年度、今年度から第3次障害者計画というのが3年間にわたって策定されています。これは平成25年度に会議体、おのおのの障害者団体の方々に出席いただいて、ご意見を伺いながら四日市市として今後そういう制度、例えば医療費助成についてはどうするんだという話を25年度中にされて、26年度以降の第3次障害者計画に盛り込まれていると。その内容と、今回請願されている内容にはそごはないというか、ほかの団体、知的障害の方もいらっしゃれば、精神障害の方の団体もいらっしゃるんですけども、その方々たちとのコンセンサスというか、きちっと総意をとりながら、今回こういう請願を出

すというふうになっているのか、第3次障害者計画との兼ね合いというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○ 請願者（山本）

これも私のほうからご説明させていただきますと、はっきり言って、副委員長がおっしゃったように3障害というものの、まだまだそこらあたりの、障害者施策推進協議会等では、委員とかというレベルでは共通課題的に共有はしておるんですけども、それをさらに一歩進める中で、障害者大会というのを、四日市は12月にいつも開催していただいているじゃないですか。それも今考えれば、まさしく四日市の障害者全体を考える障害者大会ということで、先輩から綿々と、国際障害者年の翌年からこの仕組みをつくっていただいている中であって、本当に当事者がそこで、オール四日市の障害者を考えるという活動団体に、ぜひせなあかんというところで今、課題をいっぱい抱えた中でようやく検討させていただこうという現状であるかなというふうに思います。

○ 川村高司副委員長

社会保障制度というのは弱者というか、障害を背負った社会的立場の弱い方々に対して、公共、みんなで手を差し伸べようという理念のもと、そこから漏れる人が出たらだめだというふうにするべきだというのはすごく、百も二百も承知はしているんですけども、どうしても限られた財源である中で、皆さん、いろんな障害を持った方がいらっしゃる中で、この第3次障害者計画、これは後から行政に確認させていただくんですけども、ほかの障害をお持ちの方々とのコミュニケーションとか、こういう請願をすることによってどうしても公費、財政出動というか、お金のかかる話になってくる。そうするとおれたちはというような話になっては、せつかくこれから、会長おっしゃったみたいに、障害には分け隔てはないんだというのをやっていこうという中で、コミュニケーションにしこりというか、そういったものが残るか残らないかというのをちょっと危惧したまでで。

○ 請願者（山本）

補足させていただくという形になるかと思います。まさしく今回の中にあっても、3障害が一体になった、身体、知的、精神で、最近では難病の方とかそういう方も一緒になったという、国の大きな動きもあることも十分わかっておる中で、副委員長のおっしゃる意味

もよくわかる中で——ちょっと頭が飛んでおるのやけれども——結果、四日市の、四日市だけでなくして、精神障害においては国の制度自体も相当おくれておったじゃないですか。それを四日市は、3障害一緒と言いながらも精神障害は三重県でも、愛知県でもおくれておったんですね。結果、愛知県は精神障害の扱いは、たしか三重県に2年、3年先駆けた中で2級までしてくれるんですね、愛知県は。三重県はようやくことしからでしたか、四日市市がよく努力していただいて、1級までを対象にさせていただきましたね。そうした中でやっぱり、リーダーがしっかりして皆さんにお伝えすればそれなりの動きができるのかなと思う反面、今まで私どもも、冒頭に申し上げたように日ごろから四日市の身体障害者団体連合会という中で行政とも常にご指導をいただきながら、障害者施策推進協議会とか、公の場でいっぱいお願いしてきたんです。だけど、制度ができたのが昭和二十四、五年と聞いているんですね。そうすると今、もう半世紀以上ほったらかしになっているんです、はっきり言って。県のほうも形の上では地域格差をなくそうというところで、四日市地区協議会という中で、三泗ブロックの中は少なくとも同じ福祉圏域で、地域格差をなくそうねという動きをしておるんですけれども、その地域支援協議会にはお金がないもので、理屈はわかっているけども実際、医療費においては、菰野町や朝日町や川越町は当初から4級になっていたんですね。旧楠町は三重郡というところで、四日市と合併するとき、先生方もご存じのように合併協議会という中であって、5年間は既得的に旧楠町の人には権利があるんだから4級までにさせていただいたという経緯がありましたね。それで今、合併して10年になつてくるもので、今は四日市と同じになっていますよね。そういうところも、片や地域格差をなくそうという仕組みがありながら、現実には予算権がないものですから、議論だけしているだけで何にもならんのです。そういうことも、あからさまなことも言っておるんですけれども、やっぱりそのところにおいても大変なお金であることもわかっておるんですけれども、半世紀以上にわたって四日市はこういう状態にあるということも、何とかご配慮いただけたらなというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員長

他に、請願者に対するご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段ないようですので、請願者の方へのご質疑はこの程度とさせていただきます。請願者の方、また傍聴席のほうへお戻りいただけますでしょうか。

それでは、ここから理事者のほうから補足説明がありましたらお願い申し上げます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

おはようございます。障害福祉課長の水谷でございます。

2点の請願事項につきまして、前後逆になりますけれども、まず2点目の電動車椅子の移動支援につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

制度上は、障害者の方の移動支援事業という事業名でございまして、これは障害者の方が外出の際にヘルパーさんが付き添いまして移動を支援する、そのことで地域におきます自立生活、それから社会参加の促進というのを目的としております。例えば身体障害の方であれば車椅子をこぐのが大変であったり、あるいは知的障害の方であれば時刻表がわからない、道順がわからない、そういった方のために支援を実施するという事業でございませう。

この制度の運用につきましては、当然ながら民間事業者さんの力を借りて実施するわけですけれども、障害者の方のニーズと事業所の数、その辺の均衡を保ちながら実施していく必要がございます。私ども、障害者の方にはサービスをご利用いただくときに、受給者証というのを交付するわけですけれども、受け手としての事業者さんの数が少なければ、せっかくの受給者証がいわゆる空手形になってしまうというところがございますので、民間の事業者さんに対しまして、移動支援事業の実施についての依頼をずっとしてきて、ようやく現在、29の事業所が実施していただいているという状況でございます。

団体さんのほうからのお話ございましたように、私どももその辺のところは真摯に受けとめておりまして、今後さらに利便性を高めていく必要性、この辺のところも十分認識しております。したがって、この平成26年度中も前向きにずっと検討してきた真つ最中でございます。したがって、この平成27年度、一段と事業の拡充を視野に入れまして、事業予算のほうは26年度は1670万円の計上でございましたけれども、27年度は2080万円へと、400万円ほどの増額もお願いしているような状況でございまして、前向きにこの辺のところは是正していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから医療費助成につきましては、経緯もございますのでちょっと資料をお配りさせていただいて、ご説明させていただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

許可しますので、資料を配ってください。

行き渡りましたでしょうか。

それでは説明、よろしくお願いします。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害者の医療費助成の制度でございます。まず、この制度の目的でございますけれども、この制度は、障害の程度が非常に重くてなかなか就労が難しい、したがって収入のほう障害年金だけであるというふうな経済的な理由によって、受診が抑制されてしまって傷病が重くなったり、手おくれになったりする、このことを未然に防ぐというところを大きな目的としております。現在の助成の対象者でございますが、身体障害者につきましては、ご存じだと思いますけれども1級から6級までございまして、1級から6級のうち1級から3級までを助成の対象としております。申しおくれしましたけれども、この障害者の医療費助成制度につきましては、県が主体の事業でございまして、県と市町がそれぞれ2分の1ずつのお金を出し合いながら実施している事業でございまして、身体障害者につきましては1級から6級のうち、1級から3級までを助成の対象としてございまして、県のほうの制度も全く同じでございまして。

知的障害の方につきましては、IQ70未満というふうに書いてありますけれども、知的障害の方というのは1級とか2級とかという形ではなくて、大きくAとBに分かれます。AがさらにA1、A2、BのほうはB1、B2。ですのでA1、A2、B1、B2というふうな4段階に分かれます。A1の方が一番障害が重いということになります。A1、A2というのはわかりにくいと思いますが、大体の目安としまして、A1というのは脳の発育が阻害されておりますので、知能が3歳程度というふうに言われております。A2が6歳程度、B1が8歳程度、B2が12歳程度というふうな県のほうでは目安として決めておりますけれども、知的障害の方につきましては、IQ70未満、A1、A2、B1、B2、全員の方を四日市の場合は就労困難ということで助成の対象としております。

ただ、県のほうはA1とA2の方のみ補助の対象としておりますので、ここの部分は四日市は拡充をしております。

それから精神障害の場合、これは鬱病とか統合失調症とか、そういうふうなところで障害の方になるわけですけれども、精神障害の場合は1級から3級までございます。県の助成制度のほうは1級の通院の部分のみ補助がありますけれども、四日市の場合は、平成24年9月分からですが、入院の部分も助成の対象としております。精神障害につきましては、手帳の制度そのものが、平成に入ってから創設されておりますので、身体、知的の障害の方と比べるとやはり施策の点で非常におくれているというのが、実情としてはございます。県が主体の事業でございますので、三重県のほうとしましてもこの辺のところをどういうふうにしていくのかというところは、福祉医療費の助成制度検討会というのを設けておりまして、私どももこの検討会の中に参画させていただいておりますが、その検討会の中においても、受益と負担の公平性、それから制度の持続可能性、それから全ての市町で実施可能な内容とすると、そのことの3原則を基本にずっと継続協議をしておるところでございます。ただ、四日市の場合は、やはり精神障害のほうがおくれているというところを捉まえて、先ほど申し上げましたけれども、平成24年9月分から医療費助成のほう、入院部分に枠を広げて助成の対象としておる一方、県に対しましてはこの財源措置に対して強く申し入れをしているところでございます。

また、今後の四日市市の施策の方向性としましては、昨年度、第3次四日市市障害者計画、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画でございますけれども、この計画の中では障害のある方が安心して生活が続けられるように、また必要な治療を受ける機会を確保することで重症化を防ぎ、その負担を軽減するというふうなところを捉まえて、県、他市町とも連携しながら、精神障害者の方の2級所持者への医療費助成の拡大を検討していくというふうなところは、明記はしてございます。

次の表でございますけれども、ちなみにどれぐらいの事業費かという表でございます。平成25年度の決算ベースでございますが、一番左枠のところを見ていただきますと、現状分として、現在助成件数としては19万4133件、助成金額が7億5500万円で、次の証明書料として1700万円ほど計上してございますけれども、こちらは病院のほうでお医者に証明を書いていただきます関係上、医療機関のほうにお支払いをする金額でございます。平成25年度決算ベースで7億7200万円ほどの事業費ということになります。

今回、拡大というところで身体障害4級の方、どれぐらいの金額になるかというところの試算をしてみました。これは、現在、他市町で2級の医療費助成を実施しているところの聞き取りをさせていただき、そちらの資料をベースにして算定しております。身体障害4級の場合、助成件数としては6万9000件ほど、助成金額が2億9300万円ほどで、先ほどの証明書料が650万円ほど、また医療費助成をしますのに、三重県下の全市町が、三重県国民健康保険団体連合会のほうに事務手続を委託をしておりますので、その事務処理手数料が少しかかります。その分を含みますと一番右のところでは約3億円ほどの、市単独での予算が必要になるというふうなところがございます。精神障害2級の場合、入院と通院に分けて計算をしてみました。一番右の真ん中のところで計8300万円ほどありますが、精神障害2級の方に入院の医療費助成をいたしますと約8300万円ほどの医療費負担、それから精神障害2級の方の通院のところに助成の枠を広げますと約5500万円ほどの財源が必要になるというところがございます。

めくっていただきまして裏の面でございます。これは現状、障害者の方がどのぐらいおみえになるのかというふうなところの一覧表でございます。平成26年4月1日現在でございますけれども、身体障害の方は1万849名の方がいらっしゃいます。このうち4級の方は2547名おみえになります。療育手帳をお持ちの方は総計で2023名の方、精神障害の方が1688名の方がいらっしゃる。現在、四日市市で手帳をお持ちの障害者の方の数はこれぐらいの数というところがございます。

2ページ目の表が、他市町の状況でございます。上の対象者の範囲のところでは黒く塗ってございますけれども、この黒く塗ってあるところが県の補助がつく部分でございます。左から5列目、身体障害者4級までというところをずっと下へ見ていただきますと、伊勢市さん、桑名市さんと「○」が振ってございます。4級まで医療費助成を実施している市町さんでございます。ずっと一番下まで見ていきますと、13という数字が出ております。それとすぐ右の1というところ、これは多気町さんでございますが、多気町さんは4級ではなく5級まで助成をしておりますので、多気町さんも合わせて14の市町が医療費の助成を実施しているという状況でございます。

続きまして2ページ目の裏面で、では身体障害者3級の方、あるいは4級の方、法律上どういうふうな形で決められているのかというところを、少し抜粋させていただきました。身体障害3級の方、例えば聴覚の障害でございますけれども、補聴器をつけていない状態のときで、耳元で大声で叫んだりどなったりというふうな声が何とか聞き取れるぐらいの

レベル、補聴器がない状態で何とか聞き取れる、これが大体、3級のレベルでございます。4級になりますと、騒々しい電車の中ですとなかなか会話が困難であったりというふうな状況でございますけれども、補聴器も何もつけていない状態で、耳がはっきり聞こえる方が騒々しい電車の中にいる状態と大体同じような状態というところでございます。

視覚障害につきましては、3級の方は片目ずつの視力が、矯正視力で0.05以上0.08以下。それぞれの、右目の視力と左目の視力を視力表で測定して、その結果が幾つかというところで、3級が0.05以上0.08以下。ちなみに視力表の一番上の大きな文字が見えれば0.1というところでございます。これが4級になりますと、0.09以上0.12以下が4級のレベルでございますし、上肢障害の場合ですと両手の親指と人さし指がない状態が3級になりますし、両方の手の親指がない状態、人さし指はありますが親指だけがない状態、両方の親指だけがない状態が4級という状況でございます。それから関節ですと、4級の場合は例えば上肢機能障害の場合、手首とか肘とか肩、どこか一つの関節が全く機能しない状態が4級になりますし、それ以上、2つ以上になりますと3級になるような状況です。足の障害の場合も股関節とか膝関節、片方のどちらかの足の股関節または膝関節が全く機能しない状態で4級になりますし、両方、股関節も膝関節も機能しない状態が3級になります。おおむね3級になりますと、つえがないと歩行がなかなか困難になりますし、長距離ですと車椅子がないとしんどいかなというふうな状況が3級の状態像というところでございます。

ちなみに精神障害の場合ですけれども、2級の状態像として、2級の場合は非常に幅が広いんですけれども、付き添いがなくてもみずから外出はできる、ただいろんなストレスがかかった状態のときに、なかなかお一人で対処をするのが難しいというふうな状況であったり、医療機関とかデイケアとか、いろんなサービスの事業所に習慣的に通うというふうな外出はできますけれども、臨機応変にいろんなところへ行くというふうなところは、なかなか2級の方ですと難しかったり、食事をバランスよく用意しようと思うと助言とか援助が必要であったり、清潔保持というふうなところがなかなか自発的かつ適切にはできないというところがあったり、社会的な対人交流というのはなかなか難しいんですけれども、ずっと引きこもっている状態ではないというふうなところ、ほかにもございますけれども、そういった状態像が大体2級程度と言われております。

冒頭、私、申し上げるのを忘れましてけれども、この医療費助成の制度につきましては、実は県が所得制限というのを設けておりまして、四日市市も県の所得制限を同じように導

入しております。一番最後の表になりますけれども、なかなかわかりにくいんですが、例えばご本人さんに就労収入があった場合、所得で 360 万 4000 円、これはあくまで所得でございますので、給与収入に直しますと大体 518 万円ぐらいになりますが、それぐらいの収入までであれば医療費助成の制度が受けられるというところでございます。あるいは同居の方、配偶者の方や扶養義務者の方がいらっしゃって、その方が所得が 628 万 7000 円あれば医療費助成は受けられないという状況にはなります。これは一つの目安でございますけれども、こういうふうな状況でございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ここで、ちょうど 1 時間弱ぐらいなんですが、これから委員の方の質疑を受けたいと思うんですが、ここで 10 分程度休憩をさせていただいて、再開させていただきたいと思いますので、再開は 11 時 10 分をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

10 : 58 休憩

11 : 10 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

これより委員の皆さんから質疑、また意見表明、議員間討議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、発言のある委員の方、挙手にて発言をよろしくお願いいたします。

○ 石川勝彦委員

今、障害福祉課長のほうから説明いただいたのはそれとしてお聞きしておきますが、請願ということではいろいろと重い話を聞かせていただきましたけれども、喫緊の課題とか、検討されておるといふふうには思いますけれども、世代交代ということでは家庭の事情、本人の事情も今までよりも大変になってくる、家族も亡くなれば本人の負担は大きくなる、

こういう状況について、本市としてそういう方たちの状況を、どこまで実態を把握しておられるか。

それから、請願の中の一番初めに、そして会長さんも言われましたけれども、半世紀に及ぶほったらかしの状態というのは、なぜほったらかしで来たのかというね。これは最後に聞きたいんだけど、予算も計上して、平成 25 年度の予算も例えば身体障害の 4 級で 3 億円というようなことで書いてありますので理解はできますけれども、4 級にすることによってどれだけ、あるいは今の状態を改善することによってどれだけかかるかということも含めてお尋ねしたいと思います。

それから先ほど黒宮さんが、自分で移動することはできないけれども、電動車椅子を使っているけれども食事も無理がある、トイレに行くのも本当に我慢するという、本当に考えられないことを辛抱して何とも言えない心境になるという、私たちでもトイレに行きたいのに行けないというのは、これは苦しいんですよ。まして障害者の方が車椅子に乗っていて、そしてエスコートもしていただけないでトイレにも行けないということになると、本当に断末魔のような状況にならざるを得ないことだと思うんですが、こういうことについてどこまで理解していただいているのかということと、なぜ改善できないのか。最終的にお金の問題でしょうか。その辺を含めてお尋ねしたいと思います。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

まず、現状把握の点でございますけれども、平成 25 年度に第 3 次四日市市障害者計画の策定作業を進めましたけれども、その前年度、平成 24 年度にアンケートを実施いたしまして、実態調査、把握をしております。その実態調査のアンケート結果をもとにして、障害者施策推進協議会、これは身体障害者の団体さん、それから知的障害者の団体さん、精神障害者の団体さん、それから教育関係であったり、福祉関係も当然なんですけれども、民生委員さんの代表の方であったり、いろいろな方にお入りいただきまして、そのアンケートの分析もしながら障害者施策の必要なところについてご議論をいただき、平成 25 年度に障害者計画の策定作業を進めてきたというふうな状況でございます。

そしてまた、日ごろのニーズにつきましては、私ども四日市市におきましては、障害者の相談支援事業所というものを 5 カ所、開設しております。身体障害の方につきましては 1 カ所、知的障害の方につきましては 2 カ所、精神障害の方につきましても 2 カ所、計 5 カ所の障害種別ごとの相談支援事業所というのを設けておりまして、大体 1 年間の相談件

数が1万3000件ほどになってございます。こういった日々の市民の方の声を絶えず聞きながら、いろいろな事業の展開を進めておる状況でございますし、今回も特に電動車椅子の移動の点につきましては、改善していきたいというふうなところを考慮して、説明のところにも申し上げましたけれども、平成27年度予算の増額をお願いしている状況でございます。この辺のところは、やはり四日市の障害者の方の人数も非常に多いというふうなところもあって、サービスを提供していきますのに事業者の数が少ないと、全ての方に対してサービスを提供していくことがなかなか難しいというところがございますので、事業者の数もふやしながら、サービスの質の向上も図っていくというふうなところが大事かと思えます。その辺のところ平成27年度におきましてはいろいろ拡充をしていきたいと、速やかに改善をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

それから医療費助成のほうにつきましては、今お配りしました表、現状で約7億7200万円ほどの事業経費というところがございますけれども、これが拡大した場合には、この請願の、身体障害の4級に拡大をしてほしいという訴え、これにつきましてはおおむね、この7億7000万円の予算に加えて、市の全額持ち出しとして3億74万8000円と計上してございますけれども、大体毎年これぐらいかかるというふうな状況でございます。この辺の改善状況というふうなところがございますけれども、行政施策を行っていく中で、やはり四日市の場合は重度の障害者にどちらかというところを当てるというふうな、重度障害者の自立と社会参加というふうなところを第一のミッションといいますか、目指していろいろな事業展開を図ってきた経緯がございます。したがって、例えば障害者福祉センターのほうでのいろいろなリハビリの事業を実施していたり、就労支援などにつきましても三重県下で一番早く、障害者就労・生活支援センターを誘致いたしまして、その辺の対策を打ってきたり、相談支援事業所につきましても四日市市内に5カ所も設置していたりというふうなところで、障害のある方の、皆様のニーズを拾い上げながらいろいろな施策を進めてきたというふうな経緯がございます。現状もそういった形で進めているというのが実情でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 石川勝彦委員

相談支援事業所5カ所とか、あるいは重度障害者対応ということではいろいろ対策を打ってきていただいたということですが、年をとればやっぱり、軽くなるんじゃないかと重くな

りますよね。そして先ほどの話のように、世代交代していく中で本人にとっても大変負担が大きくなるということの中で、この請願にある予算、年間3億円かかるということですし、若干平成26年度に比べて27年度は予算を多くしていただいておりますということは理解できますけれども、大事なのは4級、他市町、29市町のうち14市町までが4級までということで実施しておるにもかかわらず、お金がかかるから4級にできないのかというところですね。この辺のところが一番大事なんですね。4級にさせていただいたら、きょう来ていただいている方々については、あるいはそういう方々全てにおいて安心につながっていく、いわゆる財政負担、あるいはいろんな生活上の負担も軽くなるということで、やっぱり助けてあげなくちゃいかんというのが行政の本来のあり方だと思うんですね。税金の無駄遣いは許されないけれども、こういうことは税金の無駄遣いでは決してないと思うんです。市民の幸せのために、不公平のないような生活こそ大事ではないかなというふうに思いますが、その点どのようにお考えですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

医療費の助成制度ですけれども、こちらは県が主体の事業というふうなところで、県と市町が協力をし合いながら事業を進めております。一方で、やはり障害のある方のサービスの一元化というふうなところで、身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、いろんな障害があるわけですけれども、その中で精神障害の方がやはり一番、施策がおくれているという実態がございます。県、市町のほうでもこの辺のところは非常に重要視しております、障害者施策検討委員会の中でも、順番に解決していく。まずその第1に解決していくべき問題は精神障害の方の医療費助成、今のところ県は1級の通院の部分のみ医療費助成というふうなところでございますけれども、四日市の場合は平成24年9月から1級の入院の方に枠を、市の単独事業として拡大をしております。続きまして2級の方の拡大をどのようにしていくのかというふうなところを現在検討中でございますので、順序としてはまず精神障害の方の医療費助成のところを解決していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

精神障害の方を順序としてはということで、通院と入院も単独でやっているということならば、その辺のところを考えると、確かにおくれている部分をより一層進めなくちゃならんというのは理解できますが、この説明いただいたものを見てみますと、精神障害に係る県、市の負担の割合というのは、市についての割合というのは、身体障害者の4級ということにすると極端に違いますよね。だからこの辺のところは無理があるのかなと、私はあえて市の単独ということは申しませんが、やはり4級にするということについてあえてこだわっておるところについて、先ほども申しましたが、説明もいただきました障害者施策推進協議会、アンケートを通じて、そして平成25年度の障害者計画をつくっていただいたその過程で当然、関係者の方々も入っておられて、訴えておられると思うんですよね。その中で今言われたような精神、精神ということで、確かにおくれていることはおくれています。かなりおくれているということがわかります。だから同じレベルに持っていきたいというのはわかりますけれども、じゃ身体障害者、あるいは知的障害者は現状のままで、それこそ生かさず殺さずというか、蛇の生殺しのような状態で進めていくことが、市民の本当の共通した、公平な幸せ感というのは感じられるかどうかということになってくると、私は市の単独、いろんなところで単独、単独がありますけれども、単独にすることはないにしても、三重県を代表する市として、29市町のうち14市町がそこまでいっている。これを見ますと例えば津市とか鈴鹿市とか、その辺のところはおくれていますよね、四日市と同じく。津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市と、この辺ずっとおくれていますよね。南のほうへ行けば尾鷲市とか鳥羽市とか、熊野市とか志摩市とか伊賀市、この辺のところもおくれています。ほとんど町のほうが取り組んでおっていただくわけですが、この辺では桑名市さんなんかはちゃんとやっていただいている。経常収支とかそういった面を考えると、確かに桑名市は厳しい状況にある中でこういうことをやっておられる。それに対して四日市は決してそこまで、桑名市のような状態まではいっていないと思うんです。経常収支比率でも83%程度を前後しているという状態の中で、なぜこういうことができないのか。この辺のところはやっぱりもう少し公平感がないのかなというふうに思います。そういうふうに思いますが、私の申し上げたことに対してコメントがあればしてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

確かにおっしゃるとおり、医療費助成の部分について皆さんがお困りというふうなところについては、重々認識をしておる状況ではございます。したがって、県のほうに対しても財源措置というふうなところを、今までも申し入れをしておりますけれども、団体さんとも協力をしながら県のほうに対しての財源措置というのを強く申し入れを、その辺のところもしていきたいというふうなところは思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

石川委員、他の委員さんの意見もありますので。

○ 石川勝彦委員

最後にしますが、県に対して財源措置というのを、もっと本市の実態をつまびらかに、詳しく説明してあげなくちゃいかんと思うんですね。人数が多いからどうの、人数が少ないからどうのという問題じゃないと思うんです。お一人お一人の人格、お一人お一人の人生をもっと考えていただくというのが、県民のための県政の本当の姿だと思います。それをもとにして市も見習いながら、あるいはときには県に先んじてすぐれた取り組みをしていただいているんですから、できないことはないと思います。それ以上申しません。ひとつよろしく願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

他の委員の方の発言を。

○ 豊田政典委員

私の中で、比較的考えがまとまりやすい2番目の請願事項からお聞きしますが、まずそもそも基本的なところで、ガイドヘルパーの業務というのがどこまでなのか。名のとおりであれば移動支援に限られるようにも読めるんですけれども、請願文を読んでいるとそれ以上のことが期待されているように思われるので、ガイドヘルパーの業務内容と、それからあわせて四日市市は電動車椅子を認めていない利用者、認めていないというのがどこで定められていて、その理由は何なのか、そこをちょっと教えてください。

○ 杉野障害福祉係長

障害福祉課の杉野と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど委員のほうからご質問いただきました、全身性障害者の方の移動支援のヘルパーの業務範囲というところですが、基本的には障害の方がおうちを出られて用を済まされて帰ってくるまでの、一般的にはエスコートというような言い方になりますけれども、危険を回避したりというようなところで誘導されたり、あるいは身体介助が必要な方もみえますので、そのような場合に、外出中にそういう必要が出てきた場合に介助を行うということが主な業務になっております。

2点目の、電動車椅子の方が対象になってこなかった理由というご質問でよろしかったでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 杉野障害福祉係長

それにつきましては、先ほどお話の中でもありましたように、電動車椅子の方につきまして、基本的に電動車椅子を使用することによって外出時の移動ということが可能になるというような観点で、当該移動支援の事業利用の対象としては外させてきていただいていたというような運用を行ってきたところです。

○ 豊田政典委員

最初にお聞きした答弁だと、移動のみならず必要に応じて介助までが業務だとすれば、電動で移動できたとしても、例えば請願文にあるようにトイレに行きたいときに介助が必要だという方もみえるわけですね。わからないのでお聞きしたんですけれども、電動車椅子であっても必要性はあるわけじゃないですか。というところをもう1回お答えいただきたいのと、それから部長の答えがよくわからなかった。400万円の増額が、電動車椅子までに拡大することにつながるような石川委員への答弁がありましたが、質疑に対して。そこをもう1回、二つ目に教えてください。

○ 中川雅晶委員長

まず1点目のほうを杉野係長、お答えいただけますか。先ほどの整合性が合わないんじゃないのかという。

○ 杉野障害福祉係長

移動支援の中には2種類の支援の仕方があるというようなことで今、運用しておるわけですが、基本的に外出の際に身体介助を必要としないような方もみえるわけで、基本的には危険を回避するような誘導、エスコートのような業務が主になる場合です。それと、おっしゃられたような介助を必要とする場合ですね、外出中に介助が必要である、例えば対象の方の中には全身性の身体障害の方もみえれば、知的障害で行動上の障害があられる方とか、そういう方もみえます。場合によっては多動傾向の強い方とか、そういう場合にはある種、本人さんを危険から守るためにお体を介助しながら案内をしていかなければならないというような状態の障害の方もみえます。そういう場合に身体介助をしながら外出を支援していくというような運用で、今まで行ってまいったところです。先ほどの委員のほうからのご指摘がございましたように、電動車椅子を利用している方の中にも外出先で身体介助を要するような場面があると、現実問題、そういうことがあるんじゃないかというようなお話だったと思います。それに対して電動車椅子の利用者の方に対して移動支援が使えないというのは整合性が合わないんじゃないかというお話だったと思うんですが、その点につきまして課長のほうからも申しましたように、来年度以降の運用になるわけですが、対象者の拡大ということも含めて予算の増額という形で対応してまいりたいということで考えておる次第でございます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

400万円ほどの増額の部分でございますけれども、こちらのほうは利用者さんの利便性を高めると同時に、事業者さんの数もふやしていく必要があるというところを思っておりまして、見直しの中でまず一つは、グループ支援型の利用の導入というのを考えております。これは、今まで利用者さん1人に対してヘルパーさんが必ず1人ついていただくというのを四日市市の場合は条件にしておりました。ですので、例えば3名の障害者の方が同じ目的地に行こうと思いますと、事業所にとっても3名のヘルパーさんを用意していただかなければならないというところだったんですけれども、その辺の見直しをして、3名の方であればヘルパーさん2人でも大丈夫なように見直しを図っていきたい。

それからもう一つは、事業所のほうにお支払いをする料金ですけれども、朝の時間帯であったり、夕方、夜の時間帯であっても日中と同じ単価を設定しておったんですけれども、その辺のところは、朝の時間帯であったり夜の時間帯であったりというふうなところが、割増の料金単価を設定することで、事業所にとっても利用者さんからの申請があったときに即応していただけるようにというところで、予算の増額のところも視野に入れ、利用者さんの利便性を高めていくために、電動車椅子の方にもご不自由なく利用していただけるように、利用者さんがもっと使いやすくなるようにというところで増額の要求もしているというふうな状況でございます。

○ 豊田政典委員

ストレートに聞いているのでストレートに答えてほしいんですけど、グループ利用を認めるとか、報酬単価をアップするというのはわかりますけど、私が聞いているのは、電動車椅子の利用者が利用できるように適用対象を拡大するのかどうかと聞いているだけです。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

拡大していきます。

○ 豊田政典委員

単独でも。そうすると、請願事項2番については既に今の答弁で実現されるというふうに理解していいですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい、平成27年度からといいますか、早急に拡大してまいりたいと。拡大していきます。

○ 豊田政典委員

早く言ってください。

じゃ、請願事項の1番目ですけど、1番目については4級まで広げるかどうかという話で、試算も出してもらった。私は一つ、もう一度請願者にお聞きしたいんですけども、障害者計画を策定するに当たって、先ほど説明のあったような協議会であるとか、各種参

考意見をお聞きする会議に請願者も委員として参画されています。その際に計画をつくる会議ではないと私は理解しますが、意見をいろいろ述べられて、実際には精神障害が優先になった。どこまで主張されたのかなというのを、少し見えないところがあるので、会議の様子であるとか、委員としての発言がどうであったのかというのを確認したいと思います。

○ 諸岡 党委員

ちょっと議事進行、よろしいですか。

豊田委員、申しわけないんですけど私も理事者に聞きたいことがあって順番待ちをしているもので、請願者に聞き直してまた差し戻すんだったら、1回後にしていただけないかなと思ったんですが。

○ 中川雅晶委員長

では、諸岡委員の主張を許可しますので、とりあえずこの場はまず、他の委員の意見のほうを優先させていただきたいと思いますので、豊田委員、ちょっと待っていただけますか。

○ 諸岡 党委員

理事者のほうに質問ですけれども、例えば4級の皆さんの現状の就職率、就業率とか、あるいは収入とか、そういった部分について私、全く知識がないもので教えてもらいたいんですが、どんな感じなんでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

なかなか難しいご質問でございます。4級の方を対象にして、働いているかどうかというふうなところのアンケートは実施しておりませんのでわかりませんし、その収入についても、正直申し上げてなかなか把握自体も難しいと思います。ただ、障害者の就労についてですけれども、リーマンショック直後は大体、年間でも、ハローワークとかそれから、障害者就業・生活支援センタープラウというのが四日市にはございますけれども、そういったところでも20数名程度、これはそれほど多くない数字でございますけれども、現状、プラウさんにお聞きしますと身体障害の方のプラウへの登録はゼロです。専ら精神障害の

方、知的障害の方が大半であって、身体障害の方で就労希望の方でプラウに登録をしてみえる方はゼロというふうな状況でございますし、現状、プラウさんの所長さんのお言葉を借りれば、身体障害の方に限って言えば超売り手市場というふうな状況でございます。また、私どももいろいろ皆様方からご相談を、就労についても承りますけれども、実情として4級の方で就職をしたいとおっしゃる方、そういったご相談というのは現状、ございません。もっと障害の重い方、あるいはいろんな障害を重複してみえる方からの相談はございますけれども、実態として4級の方からのご相談というのは皆無の状態です。また、障害者の就職支援ということで就労支援事業というのを実施させていただいておりますけれども、今年度に限って言えば身体障害の方のご利用はゼロという状況でございます。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

この請願の趣旨は、4級の方に医療費助成を行えるようにしてくださいと。助成してほしいということは、4級の方が生活困窮をしている方が多かろうという前提があつての、助成してほしいということなんだけれども、話を聞くと就労状況もわからんし収入もわからん、お金に困っておるか困っていないのかもデータとしてさっぱりわからんと言われると、正直迷ってしまうんですけれども、全くその辺、わかっていないんですか。役所として把握はできていないんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そうですね。申しわけございませんけれども、そういったデータというのは持っておりません。

○ 諸岡 党委員

そうすると、また後ほど結構なので、豊田委員と一緒に請願者の方にその辺について根拠をお聞きしたいと思います。

○ 野呂泰治委員

請願者の話をいろいろ聞いて、そしてその後、皆さん方もいつもこういった方については、皆さん方とのお話が、日常よく会話されていると思います。いずれにしろ、こういう

障害を持ってみえる方が、社会的な生活をする場合にやっぱりご不自由をなさってみえろと。健康な人でもいろいろなことによって病気になったり、あるいはいろんなことによつて不自由を来すことがたくさんあるんだけれども、こういう方たちは日常、常にそういったことをご負担というか、そういう面で大変ご苦勞なさっているということについて、だんだんこういった制度が充実されて、いろいろあったと思うんですけども、それにしてもやっぱり制度の進み方がなかなか改善もされなくて、こういう問題が起きてきたと思います。そして、特に言われたように4級ということなんですけれども、身体障害者の数で1万849人の中で、4級の方が2547人と。1級から4級までいけばほとんど9000人とか9500人、ほとんど9割方助成ができる、恩典を受けていただけるということですので、こういう人数というか、こういうことを見て行政のほうとしては、いろいろ財政的な面もあるでしょうけれども、少しでもステップバイステップ、一步でも二歩でも進んでいくような計画は立ててみえるでしょうけれど、もう少し具体的な数字というものはお持ちになっているのか、なっていないのか。それを教えてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害者の施策を進めていくに当たりまして、医療費助成の点につきましては、何度も申し上げておりますけれども、やはり精神障害の方が今のところ1級の方、171名、2級の方が1101名いらっしゃいます。1級の方の通院の部分と、平成24年9月からは入院の部分にも広げて施策を展開してまいりました。ですので、まず医療費助成の順序としては、精神障害の2級の方への医療費助成というのをまず広げていきたいというふうに認識はしております。障害者全体の数からいきますと、やはり身体障害の方が1万849名ということで非常に多く、4級の方がその中で2547名というのは、実は1級の方に次いで2番目に多い等級の方というふうなところではございます。そういった実情はこの表のとおりでございます。

以上でございます。

○ 野呂泰治委員

ありがとうございました。いずれにしても随分前からいろんなことでこういったお話があるんやとは思いますが、なかなか請願ということでは提出もされてはいたかわかりませんが、我々としてもしっかりと、よく検討しながら、行政のやり方についてさら

にもっとお願いするところは、言うべきところは言うべきだと思いますので、とりあえずはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 土井数馬委員

表明も込めて意見を述べさせてもらいますけれども、この制度のあり方、そして金額だけを見るのではなくて、市の負担、試算を出してでも行う意味の根底には、きのうも子供医療制度の中学生入院分の無料化についても、こども未来部のほうも申し出ておりましたけれども、やはりきのうは子育てがしやすい、きょうは障害のある方が住みやすい環境が四日市にはあると、ですから障害のある方もない方も、誰もが住みやすい、住みたくなるようなまちを目指すというような情報発信をすることによりまして、先を見据えれば他市町村よりも福祉が充実している四日市へ行きたいと思うような施策じゃないかというふうに、大きなものがあるんじゃないかと私は思っておりますので、健康福祉部としていろんな施策の中でそういう考えを持っているんだろうというふうに推察いたしますので、ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 小川政人委員

移動支援はやりますよという答えをもらったんだけど、ようわからないのは、この資料の中に、今回の請願は身体障害4級の人の医療費を助成してくれという話ですわね。何で精神障害2級の入院通院が出てきておるのかなと思って、その意図は何かあるんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

この医療費の助成制度というのは、県が主体の事業でございます。県がこの医療費の助成制度というのを三重県としてどのように進めていくのかというのが、検討会としてずっと継続協議をしております。その協議の中で私どもも参画をしていろいろ討論をしている中で、やはり順序として今一番おこなっているのが、身体障害の方に比べると精神障害の方のほうが施策がおこなわれているというところを踏まえて、身体障害の方の3級まで、とりあえずはしているので、まずは精神の方の医療費助成を、順序としてはそちらを優先に進めていきたいと思いますというのが、今のところ県を主体とした検討会の中での協議の一つの結論

というふうなところ。それからもう1点は、市としての行政施策を進めていく中で、平成26年度から平成30年度までの5年間の障害者計画の中でも、身体障害の4級の医療費助成の拡大というところは明記はしてございませんで、精神障害の方の医療費助成の枠を広げていく検討をしていくというふうなところが書いてある、その辺のところがございますので、現状をお話しさせていただいている次第、状況でございます。

以上です。

○ 小川政人委員

こう見ていると、身体障害の4級をやっている精神障害はそんなにやっていないところが多いんですか。今の課長の説明とちょっと違うんですけど、もう、市町で14も4級も助成しているところがあるという中で、精神障害については県がやっておるだけでやっているところの市町が多いという中と、それから市は、とりあえず市の方針としては先に、精神障害2級の人たちの入通院の助成をしたいという考え方の中で、これはもう来年度予算に反映されているんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

反映してございません。

○ 小川政人委員

それはいつ反映させるつもりなのか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

医療費助成の点につきまして、平成24年9月に、まず四日市市は精神障害1級の入院分に枠を広げております。その財源措置を今、県のほうに強く申し入れをしておりますので、県のほうでこの財源措置をしていただければ、その分が浮いてきますので、2級の通院もしくは入院のほうに回していきたいというふうに考えております。ですのでそのタイミングでというところがございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

まるっきり他人任せのことを言っておる。まるっきり市の金でやらへん、県が1級の部分について県費で出してくれたらやるという、ここへこれだけの資料を出してくるなら、市の考えだけで、精神障害、先にやりますと言うなら2級についてきちんとやるんやということがないと、じゃ精神障害2級の人に先にやってもらうから、身体障害4級の人はいましばらく我慢してくださいよということも言えるかもわからんけど、書いただけで裏付けは何もないんですわと言われると、それはちょっとおかしいのと違う。とりあえず気持ちはわかるんやけど、精神障害の2級をやりたいということであれば、それをきちんとやって、身体障害の4級の人にはもう少し時間を下さいよという話ならわかるけど、両方とも自分らではやらへんのやというのは話にならんで、そこははっきり、精神障害の2級についてはやるならやると言ってくれやんと、増額要求してきたらええんやし、そこをきちんとせんと、こんな表をつくって出してきてもあかんと思うんやわ。人をだましとるのと一緒やんね。

この辺の障害者団体の合意の中には、精神障害の2級から先にやるという合意はできるとのかな、その辺の精神障害の方とか知的障害の方、それから身体障害の方たちの合意はどうなっておるのかなというところも、精神障害をそのままにして身体障害だけやれというわけにもいかへんと思うもんで、そこはどう役所の側は受けとめておるのかな。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

精神障害者の2級への拡大の部分につきましては、先ほど申しあげましたように県のほうが1級入院の部分の財源措置というのをさせていただければ、その分、その枠が余りますので、ちょっといつとは申しあげにくいんですけれども、速やかに検討してまいりたいというふうには思います。

障害者施策推進協議会、こちらのほうで市の施策を協議していただいておりますけれども、その中で身体障害者の団体さん、知的障害者の団体さん、精神障害者の団体さん、それぞれお入りいただく中で合意形成が図られて、この障害者計画というのが策定されてきておりますので、私どもはそのように理解しておるというふうなところでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

請願の話とちょっと外れるかもわからんけど、県の財政状況ってわかっているやんか。そんな一遍に県が、県がと言っておって、県はやれるとは思わんのやけど、これは四日市の分だけじゃなくて県は県全体の分を見ていかんならんわけやからな。そうすると、財政力の弱い県を待っておったら、なかなかあなた方が精神障害の2級をしたいと思ってもできません。だからそれは先にやるということが一つ前提になってきて、そして精神障害の2級にもきちんとやれたと。両障害者の中に差がないように、次は身体障害の4級に向かってやりますという話にしていかと、納得せんでしょうが。2級をやります、2級をやりますと、いつやるんやという話の世界やもんでな。とりあえずそこをきちんとすることさ。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

○ 樋口博己委員

移動支援制度のことで一つ確認したいんですけれども、先ほどのいろんな質疑の中で、来年度は400万円、予算を増額しているの、その中で速やかに制度として拡充していきたいという発言やったと思うんですけれども、その前に、その支援を担う事業者が29事業者によろやくなってきたという発言があったんですが、今までできなかったのは予算がなかったから、予算を計上しなかったら当然なんでしょうけれども、予算の問題と別で担い手の事業者の育成がおくれているのかなという感じがしたんですが、その辺のところをお願いできますか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

委員さんおっしゃるとおり、実情として事業者さんの育成のところがおくれているというのは事実でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、この 29 事業者になってきたというのは、行政も努力いただく中で事業者がふえてきたと。電動車椅子をご利用の方も、これだけの事業者がふえてきたのでサービスとして提供できる規模になってきたという判断をしてみえるのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

最低限のレベルかなというふうには思っておりますが、まだまだ事業者の数はふやしていく必要があると。障害のある方は右肩上がりでどんどんふえておりますので、事業者の数としては、実情としてはまだまだ足りないのが実態であるかなというふうに認識をしております。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えば平成 27 年度、400 万円の予算を増額して、これが認められるとすぐ事業が開始できると思うんですけれども、27 年度中ぐらいにどれぐらいの事業者が必要だと、来年の今ごろですね、どれぐらいの事業者まで育成なり指導なり、ふやしていくのが必要なのか。必要な数ですね。それはどのような見通しでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

現状、この 29 の事業者さんもホームヘルプサービス、いわゆる居宅のほうのヘルプと、それから移動支援のサービスを兼ねているといたしますか、移動支援単独でやっている事業者さんというのは全然ないんですね。実態としてホームヘルプサービスもやる、それから移動支援のサービスもやるというふうな事業者さんでございます。単価の話を申し上げましたけれども、例えば一つの事業所が複数の仕事が入ってきたときに、当然その事業者から見れば単価の高い仕事を請け負って、単価の安い仕事のほうは後回しになるというような状況になったりしますので、その辺の是正を図りたいというふうなところで、今回この予算の増額というのを盛り込んでおる状況です。29 事業者の実際の動きといたしますか、その辺の分析もしておるんですけれども、もう少しフル稼働していただければ、少なくとも大体あと 2 事業所ぐらいがふえれば、ある程度サービス提供は可能というふうには考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。今ご発言いただいたとおり、2事業所程度というお話もありました。来年度、ぜひとも事業を実行するということですので、しっかりと事業所も育成いただきながら、希望される方がしっかりとサービスを利用できるような制度にしていきたいなと思います。

1番の障害者医療費助成のほうで、追加資料を出していただいたところの一番最後に、所得制限ということの説明いただいたと思うんですけども、これは現在、医療費助成制度で、今ある制度の中で全て所得制限がかかっているということによろしいのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そのとおりでございます。これは県のほうが所得制限を設けておりまして、同じ所得制限を採用しているということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、一番最初の拡大分、身体障害4級、精神障害2級入院、通院とそれぞれ試算を、数字を出していただいておりますけれども、これは所得制限がかかった状態で対象者がこれぐらいだという金額の試算ということによろしいのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

これはあくまで、今現在、他市町のほうで4級の医療費助成をしているところの状況、例えば受診率であったり、それからそのときの医療費が大体1件あたりどれぐらいかかっているのか、助成額はどれぐらいなのかというのをベースにして計算しております。ですので、四日市市の市民の方を直接、4級の方の所得を調べ上げてどうのこうのという計算ではございません。あくまでも他市町の今の実態をもとにして算出しております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、実態をもとにということは、四日市市で所得制限をかけた場合の実態ではないけれども、他市町の状況を見て恐らくこの程度だろうという数字ということですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

他市町のほうで所得制限を現状、かけておりますので、その状態の中で算出しておりますので、ほぼこの計算で、やはり所得制限がかかった状態での計算というふうに見ていただいてよろしいかと思えます。

○ 樋口博己委員

数字の実態はわかりました。先ほど小川委員が指摘されてみえましたが、県が精神障害1級の入院分ですか、この分を出したら2級云々という話があったんですけども、四日市では第3次四日市市障害者計画の中では、今後、精神障害の2級への拡大というようなことがうたってあるかと思うんですけども、県の障害者計画の中では、今後の見通しとしてどういう見通しをうたっているのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

県の中でも、福祉医療費全体として子ども医療費、それから障害者の医療費の現制度の拡大について検討していくというふうなところは明記してございますが、具体的に今、現状、県の場合は精神障害1級の通院のみの助成でございますので、その次に1級の入院のほうをまず拡大していくのか、あるいは1級の通院の次に2級の通院を拡大していくのかというふうなところ、そこまで踏み込んだ書き方はしてございません。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今の発言で言うと県の動向としては、身体障害の4級という方向性なのか、通院か入院かわかりませんが精神障害のほうの拡充という方向性なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

県のほうでも、申しわけございませんが身体障害4級の拡充というのは触れてございません。精神障害の方の医療費の拡充という部分のみでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。いろんな、現在の四日市市障害福祉計画との整合性であるとか、県の今後の動向、しっかりと、整合性もあると思うんですけども、その上で市としての費用負担も、身体障害であれば3億円程度、精神障害、入院・通院で両方もしるとしたら1億4000万円ぐらいですか。このいろんな費用の負担等もあるんですけど、拡充すべしというのは間違いない話だと思いますが、私もちょっと今、考えがまとまっておりませんが、努力してくださいということしか今は言えないんですけど、また少し整理したいと思います。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑。

○ 諸岡 覚委員

さっきの話にちょっとまた戻すんですけども、4級の方の就業率とか収入とか、これは、四日市のことはわからないんですよ。何か全国的なことも、状況としてはわかっていないわけですか。

あともう一つは、今4級の方に適用するよというのが三重県内で14市町でしたか、これはわかったんですけど、これの全国的な導入の状況というのもちょっと聞きたいんですけども。三重県以外がどうなっているのかというのを。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

4級の方の収入の状況とか就労率の状況というのは、この請願の話を聞いたときに私もいろいろ調べましたけれども、データとしては現状、ない状況でございます。

それから他市町の4級拡大の状況でございますが、この辺、近隣ですと愛知県が、県の主体事業として身体障害につきましては腎臓機能障害の4級の方、それからいわゆる筋ジストロフィーの4級の方の医療費の助成は実施しております。あと、身体障害4級の方の医療費助成を全面的にしているというのは、ちょっと調べた範囲ではなかなか、ございません。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると変な話、三重県だけ特化してこういう自治体がふえてきているということも言えるわけですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

ごめんなさい、申しおくれました。私がちょっと調べましたのは、大体、四日市と同格都市で調べておりまして、町レベルになってきますとそれぞれ状況は違ってくると思います。町レベルになってきますと多分、4級まで医療費助成をしているところがほかにもあるかと思えます。申しわけございませんでした。

○ 諸岡 覚委員

それは何か紙で、ぱぱっと出たりしますか。別に何々町、何々市、そこまで名前はわからなくてもいいけれども、全国で今、何市ぐらい、何町ぐらいあるみたいな。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今、手元には持っておりませんし、インターネットで調べた範囲ではなかなかそこまでのデータはとれていない状況でございます。申しわけございません。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、手元に資料はない、インターネットでもわからないで、何で調べたんですか、今の発言は。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

先ほど申し上げましたのは、近隣の同格都市についてデータを拾い上げたということで、先ほど諸岡委員さんがおっしゃられました、4級の医療費助成の全国的な件数とかというふうなところは、まだ今のところはわからないというのが私の答えでございます。申しわけございません。

○ 諸岡 覚委員

結構です。

○ 小川政人委員

休憩せえへんの。

○ 中川雅晶委員長

では、議事進行でお伺いさせていただきますが、まだ質疑とか意見表明とか、ありますか。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

ありますか。そうしましたら、また1時間経過しておりますので、ここで昼休憩をとらせていただいて、再開させていただきたいと思いますので、再開は皆さん、1時でよろしいですか。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

そうしたら、1時10分、再開させていただきます。

12:11 休憩

13:12 再開

○ 中川雅晶委員長

休憩前に引き続きまして、会議を再開したいと思いますが、冒頭、請願者の方より写真の撮影の許可ということだったので、これは冒頭のみ許可させていただきますので、委員会審査中にご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

じゃ、どうぞ。

それではこの間を利用しまして、非常に請願審査が長くなっていますので、今後、質疑、意見もなるべくまとめてしていただくことと、また答弁も簡潔に、明瞭に答弁いただくことをお願い申し上げまして、再開したいというふうに思います。

それでは、質疑がおありの方、順次発言を許します。まだ発言されていなかった、副委員長はまだでしたか。さっき何名か手を挙げておられた。

○ 川村高司副委員長

争いごとよりも調和を重んじて、かつ届かぬ声に寄り添いながらという姿勢で取り組んでいますけれども、1カ月前に、1月27日火曜日に四日市市障害者施策推進協議会、先ほどから名前は挙がっていますけれども、その中には四日市市手をつなぐ育成会の皆さんであるとか、四日市市精神保健福祉会、要は精神障害、知的障害の方々の団体の代表の方も参加いただいた会議が1カ月前に催されていて、その場で今回のこの請願内容、懸案事項であったということからも、これは議題として話をされたのか。その協議会、障害者施策推進協議会という名のもとで、今どういう意見として今回の請願が捉えられているのかというのは、1カ月前の協議会で話はあったのかなかったのか、これは理事者のほうに確認したいんですけど。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

1カ月前の障害者施策推進協議会におきましては、障害者計画ではなくして障害福祉計画、これは協議会のほうで上げさせていただいておりますけれども、こちらを議題として協議をしておりますので、今回の請願の件につきましては一切、議論はしておりません。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

この場はそういうことを話し合う場ではない、要は懸案事項として抱えている問題をどの場で主張すればいいのかというために、障害者施策というのはいっぱいあって、全体像が見えない中でこれだけ取り出して問題ですと言われたら、そうですねということにはなるんですけど、そういうものを四日市市がリーダーシップをとって、優先順位をつけていく、いろんな障害団体の方々の意見も拝聴しながら、傾聴というのか、こういう請願という手続に、そういう会議体ではないということですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害者施策推進協議会、年間で3回開いております。この医療費助成の件につきましては、1カ月前ではなくて1年前、平成25年度におきまして障害者施策推進協議会、やはり3回開催しております。その中でいろいろな団体さんから、あるいは学識経験者であったり、障害者関係のいろんなかかわる人たちからご意見をいただいて議論をしてきたという状況でございます。ですので、こういった議論の場というのはまさしく障害者施策推進協議会でございますけれども、1カ月前の議論のときには、例えば請願を出したいんだけどか、そういった議論はございませんでした。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

わかりました。

私が確認したいのは、いろんな施策の中で、冒頭にもお伺いしましたけれども、ほかの団体もなるほどと、要は四日市市身体障害者団体連合会さんだけではなく、ほかの団体さんも四日市市行政としてこれを優先順位を上げて取り組むべきだという共通認識がとれているのかとれていないのかというところにちょっとあれなので、今現在はとれていない、だから例えばほかの、手をつなぐ育成会さんとかはこの請願の内容であるとか、出てくるということに対しては認識されていない。行政としてはどうとらえているんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

あくまで今回の請願につきましては、身体障害者の団体さんからの請願でございますので、知的障害者の団体さん、あるいは精神障害者の団体さんにつきましては、認識していないというふうに思っております。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

もう終わりますけど、この障害者施策推進協議会自体が機能していないんじゃないか。今回は請願の審査なので、役所の仕事の進め方とか議論をする場ではないんですけども、広く皆さんの意見を伺うためのテーブルがあるにもかかわらず、それがその場では話し合

わずして出てきているというふうに思ってしまうと、何のための障害者施策推進協議会なのかということ自体が、私は非常に問題なのかなと。その場で例えば問題提起をするということも可能だったのか、行政主導でそれは話し合わない。こういう議題のテーマの挙げ方というのは、参考までにちょっと教えていただいてもいいですか。もし四日市市身体障害者団体連合会さんのほうからこういうことを要望したいんだ、協議してほしいんだということを、この協議会の中で言える会議体なんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

十分言える会議の場でございます。

○ 中川雅晶委員長

いいですか。

他の委員さんで理事者に対する質疑、ないしは意見のある方、挙手をお願いします。

○ 豊田政典委員

障害者計画と障害者福祉計画があって、今、副委員長が質問された協議会というのはどちらを策定するための会議だったのか。また、資料にもある障害者計画を策定するための会議というのは別にあるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害者施策推進協議会におきまして、両方の計画の策定手続を進めております。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 中川雅晶委員長

他に質疑のある委員さんはおられませんか。

なければ、先ほど豊田委員のほうからの請願者の方への質疑について、請願者の方にお答えいただきたいんですけども、まず1点は、障害者施策推進協議会に際して十分意見を述べられたかどうかということでしたか。

もう1回、お願いします。

○ 豊田政典委員

請願者にもう一度お聞きしますが、今確認しましたように、障害者計画の中では精神障害を手厚くすることが書かれていると。その策定のために、皆さんが入っておられた協議会で意見を聞いた上で計画をつくったんだという説明がありました。私がお聞きしたいのは副委員長と同趣旨なんですけれども、黒宮さんも山本さんも入っていたじゃないかと、小川委員の質問に対して、答弁では合意の上で優先順位を決めたんじゃないかというふうにもとれるような答弁をされた。そのあたり、皆さんが入られている協議会の中身がどうだったのかというのを。もう優先順位を精神障害で合意したのであれば、また我々の受けとめ方は違ってくるので、ほかの障害者の方々の考えもあるだろうし。少し補足で教えていただけないかなと思って。

○ 請願者（山本）

午前中にも、豊田委員からのお話もそこら辺がありましたね。時間的な都合で、今のところで再度確認していただいているのかなというぐあいに捉えさせていただいています。変な言い方になるんですけども、私も障害者施策推進協議会であり、いろんな市の委員会にはいっぱい出させていただいております、そういう立場であり、日ごろ障害福祉課とは、常に部長懇談会があったり、ときには課題として課長さんに来ていただいたり、行ったりしながら個別でいろいろと対応してきて、ご指導もいただいております。ですから請願というのは、私も32歳のときに障害になってから、こんなに具体的に署名活動しながら請願にしたというのは初めてなんです。県の会長をやっているときは事務局的に、この案件について請願しようね、権利条約の条例化はどうしようねという範囲内ではかかわっておったんですけども、これぐらい具体的な行動を起こしたのは初めてなんです。

というのは、今も課長からもありましたように、障害者施策推進協議会は平成25年のときにはこの課題もありましたねと、課長、おっしゃいましたね。それを含めてこの課題というのは、それこそ午前中にも申し上げたように、旧楠町の合併のときからして、その前から合併協議会の中でも同じような内容ですっとお願ひしてきたんです。ごく最近においても細やかに部長懇談会であり、課長懇談会というものを持っていただいて、毎年、四日市の障害者団体連合会の、きょう来ている重立った人も参加していただいた中で部長懇

談会もやり、いろんなことをやらせていただいているがゆえに、請願というところまではいかずに何とかお話が賜れたらなということであったんです。

だから、ましてや私は県の会長もやらせていただいた立場でもあり、3障害という概念を持つならば、自分のことばかり言うとしたらあかんし、障害者間でサービスの取り合いをしたらあかんしという考えも、今も持っていますし、四日市もそういう中でよく話に乗っていただいているんですけれども、ここ四日市市障害者団体連合会の活動方針という中にもあっても、例年、障害者大会を母の日である第2日曜日に、四日市の身体障害者団体の総会をやらせていただいている中での資料なんかも見ただくとおわかりのように、ほぼ活動方針なりそんなものは、ここ5年ぐらいつと変えていなくて、それは日ごろからお願いしておるんやけれども、全然前へ進めやんもんで、今回の行動を起こさせていたんです。だから、自分も立場上、いろいろと意見も述べさせていただける立場でもあるし、障害者間のサービスの取り合いはしたらあかんし、大変なお金が要ということもわかっておりながら、いよいよこの際はということで請願に上がりました。

それともう一つ、去年の12月の市の広報を見せていただいたときに、先生方の努力、市民の努力もあったせいかしらんけれども、目標以上に財政状況の改善をしていただけてありましたね、100億円単位で。そういうことも含めて、ここでこの際ぜひお願いせなあかんということで、ふだんからよくご指導いただいているがゆえに、請願ということは相当控えておりましたけれども、ここはもう、背に腹はかえられないという気持ちで請願に上がりました。

○ 豊田政典委員

大筋でわかりましたが、山本会長というか、請願者の思いとしては、この障害者計画にあるような精神障害の拡充というのを否定するものではないと、もちろんね。これはこれでいいけれども、身体障害のほうが一向に進まないのがプラスでこれをと。精神障害はそれでいいぞと、身体障害が忘れ去られているぞと、そんな意味合いですね。わかりました。

○ 中川雅晶委員長

もう一つ、諸岡委員からも就業率の件で請願者にお尋ねされておりました。

○ 諸岡 覚委員

1番のところの、請願趣旨のところを書いてあるんですけども、例えば身体障害者手帳4級だからといって3級より就職率が格段に上がるわけではなく云々で、医療費の負担が生活費を圧迫し、家計に重くのしかかっています。ここが大前提なんですよね、今回の請願の。こうこうこういう理由だから4級まで拡大してくださいということが書いてあるわけです。先ほど理事者に、この前提のところの根拠を聞いたら、実は何もデータがなく、根拠がないと言われてしまったんですけども、請願者サイドでこの根拠はお持ちですか。要するに就業率が著しく低くて、収入が著しくないんだという客観的データを、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○ 請願者（山本）

ごめんなさい、私どもも国のほう、県のほうもそれなりの委員として出席させていただき、ときには内閣府の中央障害者施策推進協議会にも日本身体障害者団体連合会の会長代理として出席した経緯もあるんですけども、残念ながらそういう具体的な資料、まだ私どもにもよく調査できておりませんでした。

先ほどの豊田委員からの質問の中でもう一つ言うことを忘れていて、黒宮さんからご指摘を受けたんですけども、今回の署名活動は四日市市身体障害者団体連合会が11月に決めた中で、障害福祉課にもいろいろご相談に上がった中で署名、請願に上がったんです。そうした中で障害者仲間同士で、知的障害者の親御さんからも署名をいただいて、自分は知らなただけですけども、この方たちが署名をいただいてあったということもありました。なおかつ最近、私は三重交通のバスをよく利用させていただいておるものですから、三重交通の四日市営業所にもお邪魔して、私どもは今回こういう考え方でおりますので、よろしくお願ひしますと、一部企業の方であり、署名活動をしておる中でその署名を書いていた人が、私の友達にもそのようなことで、少し協力するわというような方もおいでになりました。だけど、基本的なところは四日市は、それこそ先輩から引き継いだ障害者大会という立派な仕組みがある中を、本当にこれから3障害が並行していろんな議論ができるような障害者大会にしたいなというのが、今の本当の気持ちです。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、何もデータ、根拠がないのになぜ就職が難しく、生活が困窮しているという前提ができ上がってきたのかがよくわからないんですけど。

○ 請願者（山本）

それはまさしく自分が、先ほど申し上げたように私は 32 歳のときに自損事故でこんな体になったんやけれども、私のははっきり言うと中途障害です。障害の関係も今はもう千差万別で、全然定義づけというか、どう言ったらいいかな、やっぱり基本的なところは、生まれながらといたらおかしいんですけれども、小さいときからの障害者の方と、私どもみたいに中途障害の者とは、社会性、友達関係も全然違うものですから、それ等を考えるならば、どちらかという中途障害の私どもは仲間もあり、友達もおるけれども、反対に生まれながらの障害者の人というのは社会性というか、会社にも余り勤めておったことがないし、ましてや 3 級と 4 級のどこが違うのというような中であります。ですから、いっぱい概念というような、はっきり言って書き方やと思うんです。しかしながら現実の問題、医療費だけで、自分の例でもあるんですけれども、自分は 1 級になっていますから対象にさせていただいてあるんですけれども、1 級になっていない、4 級の人、その人らはやっぱり一番困っているのが、医者へかかろうとすると平均して 1 万円はかかっておると思うんです、1 万円以上かな、今は。そういうような、本当に、どこへ行っても具体的な就業率の数字はないと思います、障害別の。

○ 請願者（黒宮）

なぜここに上がってきたかというご質問でしたよね。それはまさに肢体福祉会であるとか、失語症友の会であるとかの一般の会員さんの声がだんだん、下から上へ上がってきて、物すごく大きくなって四日市市身体障害者団体連合会として集約されたがゆえに、早いところ署名を集めてでもお願いしようという機運になってきたから、そういうふうになっている。だから、下からの声、すごく経済的に困っている、医療費の負担がすごく家計にかかっているんだ、何とかしてくれ、助けてくれという声の下から上がってきたから、四日市市身体障害者団体連合会でもそういう声がいっぱい上がってきたから、四身連としても運動の優先順位はあるんですけれども、そういう声を上位に持っていこうということになっているんです。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、この前提となっている就職が難しいとか困窮しているというのは、データ根拠はないけれども実感としてそう感じているということでもよろしいですね。

○ 請願者（黒宮）

それと、先ほどプラウには一人も登録者がいないということでしたけど、多分、私が聞いている限りでは、4級ぐらいの人がプラウに行ったら、職業安定所に行って自分で探さないと言われる方が、私のところにそういうふうな声が届いているんですね。そうすると、1人2人、そういうふうには追い払われるように、そういう態度をしてもらおうと、やっぱりプラウに行っても級が軽い人は何もしてもらえないやんかと思ってしまうんですよ。それが友達同士でも広がってしまうと、行ってもあかんのやったら登録してもあかんわなという雰囲気になってきてしまっているのではないのかなと。それで職業安定所に行ってもやっぱり一般の人と競争させられるものですから、やっぱり紹介はしてもらえりけど、障害があるからと断られて帰ってくるということが頻繁に起こっているという声もあります。

鈴木のほうから。

○ 請願者（鈴木）

制度は今もできてはいるんですけど、私らの若いときの制度とは違って、職業安定所でも障害者の場所というのがありまして、そこで、こういう企業が障害者の方でも使ってあげると言ってみえるから就職どうですかと言ってあっせんしてくれていたんですけども、今は私らが自分で行って探して、その書類を職業安定所の方に見せて面接まではして下さるんですけど、面接を受けた時点で、やはり先ほども言いましたように、障害者の方を使ってけがをされると困るからお断りしますという返事で、私とほかの人もそのように聞いていますし、市役所の総合会館のほうにも障害者の就職、就職どうですかという職業安定所みたいな感じでしてくれるところがあると聞いていましたもので、行きましたら、うちは就職を障害者の方にあっせんするのではなくて、職業安定所のほうへ行って自分が調べて、その企業さんと本人が話をしてもらおうように、お手伝いというのはただ面接をするまでのお手伝いをしてくださるだけで、あとはこういう障害者がいますので、企業さん、こういう人どうですかというあっせんはしてくれないようになりました。

○ 中川雅晶委員長

諸岡委員、いいですか。

○ 諸岡 覚委員

いいです。

○ 小川政人委員

請願の願意はごもっともなんですけれども、ここの中で気になるのは、精神障害の2級の人たちの分も入っていると、もっと請願が厚みを増したのかなというふうに思うんです。そこは、ないことを忖度するのはちょっといかんのかもわからないんですけれども、そういう部分において、確かに身体障害も4級はなっていない、精神障害も2級は入通院もなっていないという部分でいくと、市としては優先順位は精神障害を先にやるべきかなという思いでおります。その精神障害を先にやって、その上で身体障害の4級をやっていくというのが最もいい方法かなというふうに思っていますので、ここで請願の半分は達成していると思っています。移動支援の部分については課長はやるということを行っていますので、半分目的は達成されたというふうに思っていますと、そこで一気に身体障害の4級をやれということになると、精神障害の2級をそのままほうり出したまま4級に行くという部分があるもので、私としては精神障害の2級を優先して、できるだけ早くやって、できるだけ早く4級のほうに持っていくようなことをやりたいなというふうに、今ずっと午前中からの会議を聞いていてそういうふうな思いでおるわけです。次期選挙があるので、通るか通らんかわかりませんが、早いうちに精神障害の2級を先に優先してやって、身体障害の4級に向けて努力をしていきたいなというのが私の今の考え方です。

○ 請願者（山本）

先ほど私が申し上げた中には、障害者間でそんな、2級、4級と言って、やっぱり相等しく生活レベルが上がるようにしたいという概念もあって、今までずっと抑えてきたんです。そうした中で小川委員がおっしゃる意味もわかるんですけれども、我々身体障害者は、それこそ社会福祉法ができた戦後間もないころからして、はっきり言って身体障害者というのは古いがゆえにがんじがらめというか、昔の厳しい状態の中のサービス基準なんです。今も先生方ご存じのように、肝炎の人も身体障害者になって、全国で300万人、なおかつ

心臓にペースメーカーを入れられて、四日市市身体障害者団体連合会の仲間にもおいでになるんやけれども、医療の発達とともに障害の概念がめっちゃめっちゃ変わっておるんですね。

それで、私どもが小学生、中学生のころは目の不自由な方、耳の不自由な方、三重県立ろう学校とか近くの学校においても、学年に1クラス、30人から50人、我々のときはおいでになったんです。けど今、ポリオの予防接種が普及徹底した後、それからお子さんが生まれてくるときの産前産後のことも含め、医療の発達とともに障害者の概念ががらっと変わりました。しかしながら失語症の方であり、成人病の関係で障害者にいっぱいになってしもうて、障害の成り立ちが全然違うんですね。今までの身体の形でいけば何と18歳以下の人は、三重県も全国平均なんですけれども、身体のいろんな、内部障害の方とか全部含めて四日市は9000人でしたか、これは身体だけか。要するに身体障害という中の手帳保持者が三重県で7万人ぐらいなんです。しかしながら、若い18歳以下の人は千二、三百人しかいないんです。それぐらい盲学校も、学校に1人か2人、しかも目の不自由な方が40歳ぐらいを過ぎたところに、緑内障の関係でなられる人があって、それでも学年に3人か4人しか、学校全体でね。昔やったら30人から50人ぐらい、学年にあった、それぐらい障害者が変わっておる中で、我々はやっぱり昔からいただいたこともあり、ほかの障害とのやりとりで取り合いをしていたらあかんという概念も持った中ですから、小川委員のおっしゃるように、それこそ精神障害の方と一緒に我々、ちょっと遠慮しておったんやけれども、ここはもうやっぱりお願いせなあかんということで来ています。

○ 小川政人委員

気持ちはよくわかりました。ただ、確かに3級まではそういう助成がある、そういう中で精神障害のほうがもっと忘れ去られていたのかなという思いもあります。ただ私は、障害者の皆さんにいさかいを起こしてくれというつもりでこの話をしているわけではありませんけれども、やはりもっと精神障害のほうが、社会的にも忘れ去られていた部分があるものですから、その部分においてまず2級についての、やることを行政の側にきっちり働きかけて、できたら今年度か、それは財政的な部分もあるし、おっしゃるとおり年間10億円ぐらいの財政調整基金を積んでおるわけですから、決してできない金ではないとは思いますが、やはりそれも、市全体の取り合いになってもいけないものですから、そこは部長にお願いして、ぜひ早急に市単独で、県の行動を待っておってもできませんので、

それはもう精神障害を市単独でもやってもらって、次に皆さんの要望に応えるような努力を、私はしていきたいなというふうに思っていますので、決して障害者の皆さんに争いをしてくれという意味ではございませんので。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑とか、ご意見とか、ございますか。理事者もいいです。

○ 豊田政典委員

ちょっと聞き逃したかもわかりませんが、理事者に聞くんですけど、追加資料の所得制限の表がありますよね。これは先行というか、やっている他市のところのやつでしたっけ。あわせて聞きますけど、簡単に見ると扶養親族ゼロ人の場合で、本人プラス配偶者がいるとして約 1000 万円、所得がね。そうすると、そのぐらいあっても医療費は無料になると、そういう意味合いでとればいいんですか。

○ 深山手当・医療費係長

障害福祉課手当・医療費係の深山と申します。よろしくお願いたします。

所得の制限につきましては、これが上限でございますので、例えば扶養親族が誰もいらっしゃらない方の場合ですと、ご本人様がこの表にありますように 360 万 4000 円が上限でございます。これは所得でございますので、給与収入換算をかけますと大体 500 万円ちょっとぐらいの収入がおありになる場合であっても、上限でございますので、そこまでは医療費の助成を受けていただけるということになります。

以上でございます。

○ 小川政人委員

聞いておる意味が違う。

○ 中川雅晶委員長

豊田委員、これがどの基準かということですか、一つはね。これは三重県の基準ですよ。もう一つは。

○ 豊田政典委員

もう一つは、配偶者、扶養義務者というのはどういうふうに読めばいいの、じゃ。

○ 深山手当・医療費係長

所得の制限につきましては、ご本人様とご本人様の配偶者と、そして扶養義務者の方にもそれぞれ所得の制限がかかってまいります。もし、ご本人様が制限以内の収入がおありになった場合でも、配偶者の方あるいは扶養義務者の方にこの制限、例えば扶養親族が1人いらっしゃった場合、制限の額が653万6000円、所得でございますけれども、これを超えるような所得がおありになった場合には、ご本人様のほうに医療費の助成が受けていただけないというふうな制限がかかってくるということになります。

○ 豊田政典委員

扶養親族1人のところを見ればいいのか。本人が398万4000円以内で、配偶者が653万6000円以内なら受けられる、無料になるということですか。違うの。

○ 深山手当・医療費係長

済みません、もう一度。申しわけございません。

○ 中川雅晶委員長

この扶養親族数が1人で、653万6000円以内であれば受けられるんですかということですか。

○ 深山手当・医療費係長

そうでございます。

○ 諸岡 覚委員

関連。ちなみに、健常者が年収653万円だったら、何か補助的なものってありますか。ないですね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

健常者につきましては、助成は一切ございません。

以上です。

○ 豊田政典委員

足し算すると 1000 万円を超えるんですけど、いろんな行政サービスを考えたときの所得制限から見ると随分、金額が高いわけですよ、ハードルがね、高いというか低いというか。それはどんな理由なのかなというのがよくわからないので、簡単に説明できますか。1000 万円あればええやないかみたいな気がするんですけど。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

この所得制限につきましては、国のほうが障害年金の所得制限を設けておりまして、あるいは特別障害者手当、そういったいわゆる金銭給付の部分で国のほうが設けている所得制限を、そのまま各県が採用しているというのが実情でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

そういう形式的なことじゃなくて、意味があるわけですよ。国の基準であれ県であれ、障害者ゆえの意味というか、1000 万円を超えていても無料にする必要があるという意味合いがあるんじゃないのかと聞いているんです。

○ 村田健康福祉部長

済みません、今のこの所得制限に対する、委員に対するお答えについては答えられる者がいないと思います。私もちょっと無理です。ただ、かねてからの障害者施策の進め方の中では、障害があるゆえに特別ないろんなニーズが生じるであろうということで、一般の施策に対しては所得制限の限度額が高くなっている、言ったらハードルが低くなっていると、そういった今までの歴史的な経過はあるというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

わからなければいいです。

○ 諸岡 覚委員

関連で。例えば、夫婦で年収 1000 万円を超えていて扶養 1 人の場合も対象になってくるよとなるけれども、そうすると、年収が 1000 万円を超えていてそれでも困窮になるんですか。私、余り 4 級の方の障害の、生活の実態というのを知らないもので、申しわけないんですけれども、4 級の方はそれでも生活困窮してくるんでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

なかなかお答えしづらいですけれども、所得として 1000 万円あれば、4 級の障害の方であっても、決して裕福ではないかもわかりませんが、たちまち困窮して非常に困るといふ状況では、現状としてはなかなかないのかなというふうなところは感じます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

この所得制限のことで議論になっていますが、恐らくですけど、これは国が一つの方向性を出していて、それを県も踏襲していると。例えば請願の中で、4 級だからといって 3 級より就職率が各段に上がるわけではないという文言から推測しますと、なかなか就職するのが難しいと。就労による収入を得るのが難しいというようなニュアンスだと思うんです。その感覚とこの所得基準の感覚と比べると、ちょっとかけ離れているのかなという実感をします。ただ、例えばこの 4 級を導入するに当たって、国の基準はこうだけれども、市独自でこの間のここで所得制限をかけていったらどうかというのは、話があるのかもわからないですけれども、じゃ、所得制限をどこにするのかというのはなかなか難しい課題なのかなという気がします。他市町の状況を見ていると、なかなか所得制限ってないんですよね、ぱっと見た感じでは見当たらないんですよね。そうすると、障害の種類を限定して 4 級の方でこういう方、4 級と知的が少しあるとかという制限をかけているのが、現実的にやっている施策なのかなという感じはしているんですが、ちょっと今の発言に対して行政側で感覚的なコメントというか、ちょっと教えてほしいんですが。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

県の中で、我々市町も参画する中で障害者医療費をどういうふうにしていこうかという議論はずっと進めておりまして、確かにその中でもこの所得制限の考え方、あるいは医療

費助成についても全額の助成ではなくて、一部ご負担をいただきながら助成しようというふうな考え方、そういったところも意見としては出ております。ただ、やはり樋口委員おっしゃられたように、なかなか所得につきましても幾らだったら妥当なのかというふうなところは、皆様お一人お一人の生活実態によって随分変わってまいりますし、今のところは国のほうが示しているような所得制限が妥当ではないかというふうなところで、少なくともこの所得制限に関しては議論が進まないというのが実情でございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

市単独でも決められるわけ、所得制限というのは。これは国で統一された見解。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

あくまでも県が主体の事業でございますので、少なくとも県に踏襲というふうな形はとらざるを得ないかなとは思いますが、市の単独の部分であれば市が独自で所得制限を別途設けることは、可能は可能です。

○ 小川政人委員

例えば、本人、配偶者となっておるけど、本人、配偶者と合算して幾らまでとかということも考えられるわな。多分、本人ゼロで配偶者が 628 万 7000 円という考え方のもとに、628 万 7000 円というのが決められておると思うんだけど、合算したら、本人分と扶養義務者の部分との合算の枠ももう一つ設けていくということも、これは県がすることやで言うてもあかんけど、そういう考え方も導入はできるわね、幅広く困った人を助けていこうと思ったら。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

理論上は可能でございます。

○ 土井数馬委員

今、所得制限の議論がありますけれども、私は健常者ですけれども、ですから生活していく上でやはり障害のある方には、私どもにははかり知れやん生活をしていく上での苦勞

があって、国なんかもそういったことを配慮して定めたものじゃないかなと思いますので、一概にこれでどうのこうのというものじゃないんじゃないかなというふうに、意見として申し添えておきます。

○ 中川雅晶委員長

他に。

○ 川村高司副委員長

内容の是非というよりは、先ほどから申し上げているように、今回のこの請願という意見の発信の仕方というのを認めた場合、他団体、要はほかの団体さんも、じゃおれたちも請願だ、じゃおれたちも請願だというふうなことになってしまうんじゃないか。逆にそういうのをみんなで奪い合うと足りないし、分け合えば余るので、そのための障害者施策推進協議会という場が設けてあるのかな、その場でみんなで議論して、こうあるべきじゃないか、四日市の障害者施策はというように考えていくと、それがきちんと現場の問題点を吸い上げる機能が全くない、だから、請願がいいとか悪いとかは置いておいて、これは行政の怠慢なのか、現場のことを丁寧に聞く耳、能力がないのか、こういう会議体を設けていても全く機能していないのではないか。もしくはこの協議会の会長という人の能力がないのか。だから困ってみえて、窮してこれは請願しかないんだという行動に出られているんだと思うんですよ。だから本質的な問題は、こういう会を設けていますとかやっているのに、全く機能していない。だからそういういろんな会議体に会長がご足労願って、出てみえるのにもう我慢に我慢がならんと、会長は声が大きいので、ぱっと言えば役所はちゃんと聞くのかなと思っていながらも。

だから、今回の事例を認めた場合に、ほかの団体さんもいろんな形でとなってくるとこののをすごく、老婆心ながら危惧するという。お気持ちは痛いほどわかるので、それがだめとかという議論ではなしに、いろんな要望の受けとめ方の手続き論が、いろいろ問題があるのかなというふうに、ちょっと意見表明で。

○ 中川雅晶委員長

ほかにご質疑はございませんか。

○ 野呂泰治委員

土井委員が先ほどおっしゃいましたけれども、障害者という言い方は悪いんですけれども、弱い方というか、弱い立場、使うほうと使われるほう、今、世の中は大変、経済至上主義と書いてございますけれども、本当にいろいろな面で、産業面においても非常に厳しい世の中で、健康体な方でもなかなか仕事、就労、いわゆる非正規社員とか、あるいはパートタイムとか、あらゆることでそういう経済状況の中ですので、皆さん方は大変ご苦労なさっていると思いますけれども、ですからそういったことについてどう皆さん方、弱者という言い方は悪いんですけれども、障害を持っておられてお困りの方にどれだけサポートするか、カバーしていくかというのが私は問題になってくると思いますので、その辺の話し合いだと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。意見として申し上げておきます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑等はもういいでしょうか。一部意見表明もありますのであれなんですけれども、この後、採決のときにまた討論させていただきますので。よろしいでしょうか。

では、採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、採決に移らせていただきますが、まず討論のある方。

○ 諸岡 覚委員

私は、理事者と、そして請願者のきょうの一連のお話を聞いた上で、まず請願を出されてきた経緯の部分について、団体間での連携という部分で若干弱さを感じたというのが率直な気持ちです。もう一つが根拠の部分で、客観的な現状を示すデータが何もない状況の中で前提がつくられているということに、ちょっと一抹の不安を感じましたもので、これを否決するとか、そんなつもりは全くないんですけれども、もう少し根拠の部分を探っていきたいなという思いがありますので、継続審査にさせていただいて、引き続きの課題にさせてもらいたいなという思いがありますので、委員長にはぜひ継続審査についてもお諮りいただきたいというふうに思います。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。他に。

○ 豊田政典委員

まず、請願事項の二つ目についてはよく理解できましたし、理事者の方向性もよくわかりましたので賛同したいと思う気持ちがあります。1番目の医療費助成については、一つは3億円という数字も出ていること、それから障害者計画の中で優先的に精神障害2級までというのも、会議体をつくっていろんな意見を経た後の計画なので、尊重したいと思うし、そこに同時に身体障害4級までというところまでは、僕はよう言えませんので、よう言わない。しかも時期的なことでは平成27年度からということまでも、金額も考えた上でそこまでは言い切る気持ちがないです。ただ、方向性として遠くない将来、あるいは近い将来、身体障害4級もということは賛同したいと思います。ただし、諸岡委員も言われたように生活実態であるとか、困窮度というのがどうも曖昧なところがある。理事者の説明もそうです。したがって、所得制限というところをお聞きしましたが、実態がないのに所得制限が国、県に従ってあるというのは奇妙な話なので、市単であれば、あるいは可能な範囲で所得制限についても検討していただきたいと思うし、また県の補助金というところで理事者同士の働きかける機会、会議体があるそうなので、そこでも大いに積極的に議論していただくという前提。幸い、時期的なことは請願事項にはありませんから、方向性という意味で最終的には採択の方向で表明しますけれども、今言った3点ぐらい、時期はよう言わない、すぐには言いません、私の気持ちはね。それから県に働きかけること。それから所得制限の検討。こういった思いを含めながら採択に賛成したいなと思います。

○ 小川政人委員

何か、お二人とも中途半端な意見かなというふうに思っています。ここへせっかく来ていただいて継続審査といたら、次は改選期ですから、次の機会も4月で僕らは改選されるわけですから、ここは一旦決着をつけておく、委員会としてもせっかく出てきた人に対して決着をつけていくべきかというふうに思っています。僕は先ほど言ったように、まず精神障害2級の条件を先に整えて、そして身体障害4級もできるような条件をまず先に整えた上でやりたいというふうに思っていますので、今回については不採択ということできたいなと、私はそういうふうに思っています。一つはもう、せんでもやってくれるんやもんな、半分は。

○ 諸岡 党委員

ここが最後に意見を表明する場ということですよ。最後に補足で、豊田委員がいいことを言っていたので。私自身は継続審査になって検討を深めていって、客観的事実が、納得できることがあれば当然これは賛同していきたいと思っていますけれども、もし今、採決ということになれば、正直、前提が崩れていますので、賛成しかねますので、きょう採決ということであれば申しわけないですが反対させていただくと。ただ、将来的にこれがわかってくれば、当然賛同させてもらいたいということを意見として述べておきます。

○ 中川雅晶委員長

先ほどの継続審査の申し出は、そのまま生きているということですね。

他に意見、討論のある委員の方はおられますか。

○ 樋口博己委員

非常に難しい判断をせなあかんなと思っています。気持ちとしては確かに、請願の趣旨には賛同するものでありますし、順番の問題とかいろんな課題も残る中で、4月が改選時期でなければ継続審査なんだろう。継続しながらしっかりと研究しながら、他市町でやっているような障害の種類を少し検討して、この部分は適用しましょうとか、そういう研究も必要だろうなというのがあります。ただ、4月に改選というところで非常に悩んでいるところなんです、これを私の中で不採択する理由は、なかなか見当たらないなと思っています。豊田委員がおっしゃった三つの条件と言われるのが、請願の趣旨として予算の附帯決議とするものではないと思いますので、それがどこまで担保できるのか、その辺がちょっと疑問なところなので、豊田委員の意見にどちらかという賛成なんです、その辺を少し議論させていただきたい、ご意見があればと思っています。

○ 中川雅晶委員長

請願ですので、請願には附帯決議をつけることはできません。また請願内容を変えるということは、この場ではできませんので、この請願に対する賛否、採択か不採択かということになります。ただ、どちらにしても委員長報告の中で述べさせていただいて、次の、例えば改選後の委員会に申し送ったり、理事者に申し送ったりということの余地はあるかなというふうには、委員長としては考えております。

ほかに何か。

○ 豊田政典委員

条件じゃない、思い。

○ 中川雅晶委員長

条件ではないですが、そういうことができるかなというところです。

○ 小川政人委員

今年度、ちょうどこれから予算を審査するときだもんで、できたら精神障害の2級は今年度の予算に入れていくような議論をできたら、この委員会でもしたいなと思います。

○ 中川雅晶委員長

それはまた、平成27年度の予算審査をさせていただきたいと思います。

ほか、討論のある委員の方、おられませんか。

○ 川村高司副委員長

理事者に確認というか、意見、討論ですね。何のための障害者推進推進協議会であって、そこにも参加もいただいている、そこでの意が酌めずにこの現状に至ってしまっているという、事の重大さを行政として重く受けとめるべきだと思います。内容に対して決して否定するものではないんですけども、この手続論としてどうしても、本来、協議会で、先ほどの答弁の中でもそういうことを意見する場でもあり、そういうことが言えたと一応理事者側が言っていますけれども、本来はその場で言えばそこを皆さんの同意のもとに、ほかの団体さんの同意のもとに、精神障害だけじゃなしに身体障害の4級に対しても補填していくという案として出てくるべきなんだろうなと。それが上げられなかったというか、そういう今の仕事の進め方に対して非常に問題を感じるということから、今回、請願を出されていますけれども、そのルートを認めてしまうといろんな形で、秩序という言い過ぎかもしれないですけども、その会議体の存在価値さえもなくなってしまうのではないかとこののを危惧することから、今回の請願に関しては私は反対というか、不採択の立場で討論をさせていただきました。

○ 土井数馬委員

いろいろ議論もございまして、それぞれの考え方もあろうかと思えますけれども、これまで気の遠くなるような時間を要して障害者自立を、運動してみえた皆さんに敬意を表しながら、採択とさせていただきます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。ほかにございませぬね。

それでは、まず審査期限の延期の意見がありましたので、まずこちらから諮ってまいりたいと思います。

それでは、この請願第 10 号地域格差をなくし障害を理由に参加を拒むことのないもろくない社会の実現を求めることについて、審査期限を延期することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成少数です。したがって審査期限を延期せず、採決をさせていただきます。

同じように請願第 10 号地域格差をなくし障害を理由に参加を拒むことのないもろくない社会の実現を求めることについて、この請願について採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

可否同数ですね。

同数の場合は私が可否を裁決します。私は採択する方に賛成させていただきますので、本請願については採択すべきものと裁決します。ただし、採択に当たっても、今すぐとか

というものではなくて、他団体、ほかの障害の団体の皆さんとの整合性、また障害者計画との……。

○ 小川政人委員

それやったら願意と違うやんか。そんな条件をつけたら、全然願意と違うことになる。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。そうしたらそのまま採択とさせていただくようにして、委員長報告とか、中身は入れなくていいということで皆さん、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

願意と変わらない部分は入れてください。

○ 中川雅晶委員長

その部分についてというのは、今まで議論がありましたけれども、皆さんの合意をいただいた議論ではなかったんですが。

○ 諸岡 覚委員

何でもかんでも、あれを入れてこれを入れてと言い出すと、私だって入れてほしいことはあるので、委員長一任、正副委員長一任で。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。先ほどの所得制限の問題であったりとか、計画における他団体との関係であったり、その辺が重きかなと思いますので、その辺も十分に検討するということを付して、本会議に報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

請願事項は1と2だけしかないと思っているもので、それをきちっと踏まえてやってください。それだけやね。

○ 中川雅晶委員長

請願事項は1と2です。それは採択されましたので。それと、今言ったように、すぐにという、特に2のほうは問題がなくて、ただ1の部分に関してはいろいろ意見があって、その部分が意見があったので、これだけ分かれたという部分がありますので、その部分について付すということの意味合いですが、それでよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

それだったら、請願事項に追加するみたいなものになってしまって、このままでいけばええやないか。これでいいと言ったんやで。

○ 樋口博己委員

いろんな議論があったことは確かですので、議論があったということできっかりと委員長報告には盛り込んでいただきたいと思います。

○ 小川政人委員

これを採択したということでもいいんじゃないの。

○ 中川雅晶委員長

いろんな議論があったということをちゃんと説明させていただいて、採択されたということの報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、以上で請願の審査は終了させていただきます。お疲れさまでした。

[以上の経過により、請願第10号 地域格差をなくし障害を理由に参加を拒むことのないもろくない社会の実現を求めることについて、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により採択すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

ここで10分間休憩して、再開は2時30分とさせていただきます。

14:16 休憩

14:32 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開させていただきます。

ここからはこども未来部の、昨日保留にしておりました平成27年度四日市市一般会計予算の、副委員長からあった資料の請求を説明いただいて、採決させていただきたいと思いますが、その前に委員会の進め方なんですが、非常におくれておりますので、きょうの委員会は何時まで、皆さん多分いろいろスケジュールがおありでしょうから、きょう何時までさせていただくかということと、きょうの時間によってはあしたの時間もちょっと確認させていただきたいなと思うんですが。

朝を早めろというのも一つの意見ですし、皆さんどうでしょう。きょうはマックス6時まで。5時までですか。5時までにはさせていただきますね。そのかわりあしたは、進みぐあいにもよりますけれども、順調に進めば早く終わりますけれども、なかなかちょっと厳しいようであれば、マックス9時ぐらいまでは皆さん……。

朝の9時は、1時間そこで稼げますよね。夜の7時まで。じゃ、朝9時からやることとして、夜の7時までには時間をあけておいていただくということよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

いっぱい残っているじゃないですか。教育委員会も健康福祉部も丸々残っているんですよ、皆さん。こども未来部もまだ議案2本、残っていますのでね。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、まずあした、9時スタートということで皆さん、オーケーでしょうか。

2人抜けます、3人か。5人ぎりぎりか。じゃ、9時からスタートさせていただいて、6時まででいいですか。5時まで。

○ 土井数馬委員

最長でも6時まででしょう。

○ 中川雅晶委員長

最長6時までで、皆さん協力いただくと。よろしく願いいたします。

あしたは9時からスタートさせていただいて、6時をめどに。

それから、そのためには皆さん質疑は簡潔にまとめていただいて、してください。質疑、意見、簡潔にまとめていただくようお願いいたします。また理事者の答弁も簡潔に答弁いただきますよう、お願い申し上げます。

諸岡委員、あす9時からスタートさせていただきますので、議案の進みぐあいによってマックス6時ぐらいまでさせていただきますので、予定のほどよろしく願いいたします。

それでは、議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、こども未来部関連のところの審査に入っていきたいと思います。

最初に副委員長から資料請求がありました資料について、ご説明よろしく願いいたします。

○ 山路こども保健福祉課長

こども保健福祉課長、山路でございます。本日ご用意させていただいた資料、A4横の「四日市市の子育て支援の流れ」という資料と、A4縦の資料、「四日市市乳幼児指導委員会（案）」、この2枚についてご説明させていただきます。

まず、A4横の表の資料をごらんください。左から、妊娠から出産、就学までという流れの中で、その時々を実施しております届け出やら健診、教室、訪問、相談等について、主に母子保健の支援について記載させていただいております。まず、左の上は妊娠届を提出していただくところから支援が始まりますが、その際には母子健康手帳の交付、今後受けてもらう妊婦健診や育児学級などの教室の説明を行うとともに、アンケート調査も実施

しておりました、家族等で支援してもらえる人がいるかどうか、不安はないかどうかなどについても聞かせていただいております。また、こんにちは赤ちゃん訪問や保育所などについてのチラシ、こういったものも妊娠期に必要な情報を選んで配付、説明をさせていただいております。

出産前後の女性は、ホルモンバランスの乱れなどによりまして誰もが不安になりやすい時期です。この時期に専門家の支援により心の安定を得ることは非常に大切であると考えておりました、現在も保健師、助産師が必要な方には自宅訪問、あるいは電話相談等を行っております。来年度実施いたします産前産後サポート事業については、妊娠届け出時のアンケート結果や妊婦からの相談等に基づきまして、育児不安があるけれども家族などからの支援が受けられないような方を対象に、この時期に継続して家庭訪問を行い、不安の軽減を図ることを目的としております。

出産後につきましてですが、こんにちは赤ちゃん訪問については生後4カ月までに全世帯を訪問していますが、その際には特に出産直後に必要な情報を集めた冊子であるとか、救急対応ハンドブック、子育て支援センターなどの情報、こういったものを、この時期に必要な情報を選んで配付、説明をしております。この後ですが、子供の成長に合わせて医療機関で実施する4カ月健診、10カ月健診、総合会館で実施します1歳半、3歳児健診などを実施してまいります。

続いてA4縦の、乳幼児指導委員会の資料をごらんください。乳幼児の健診は、現在、四日市医師会の協力によりまして実施しておりますが、特に1歳半児健診、3歳児健診に従事していただいている小児科医の先生方から、健診の結果、発育や発達や健康上に課題があったり、虐待のおそれがあるなど、継続した支援が必要な子供について、それとあと健診に来なかった子供についての情報を市と共有して、支援状況や支援方法についてともに協議すべきではないかというご意見を賜っております。本市としても、地域の医療機関を含めた乳幼児の見守り体制の構築と、今後の市の健診の体制、こういったことについての協議の場が必要であると考えておりますので、指導委員会を設置してまいります。委員の構成、開催回数、協議内容は記載のとおりでございます。それから市民への情報提供につきましましては、受け手の立場に立って必要な情報が必要なときに提供できるように、今後、子育て支援情報の提供内容について見直しなどを図って、わかりやすく伝わるように努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑のある委員の方、よろしくお願いいたします。

○ 川村高司副委員長

資料ありがとうございました。概略というのはこういうことなのでしょうけど、私が求めているのは、例えばこんにちは赤ちゃん訪問でも1カ月までは役所で受けて、NPOではなくて、1カ月経過した子から3カ月までの子らはNPOが受けるとか、そうすると連絡先も分かれてくるわけですね。だから本当にお母さんがこれを見て、これだけじゃないんですけど、その一番下に情報提供のところ、出生児にこんにちは赤ちゃんという冊子と保健カレンダー、等とあると、束になって渡して、そこから必要な情報を自身でめくってくださいというのが本当にわかりにくいんであって、いかにスムーズに情報提供するかとか、施策がすごく大ざっぱのように感じるんです。なので丁寧さというか、受ける側の立場に立って、そういう方々が周りにたくさんいらっしゃるのに非常に残念だなと思いつつながら。きのうお伺いしたように重複している事業がないのかとか、そういった精査が企画する側の段階できちんと認識できるものが、こういった一覧表になってくると思うんですけど、その辺の事業精査というのはきちんできているんですかという。できているとしか答えてくれないんでしょうね。余りにも大ざっぱで。とりあえず。

○ 山路こども保健福祉課長

委員からきのうご指摘いただきましたホームページ等も再度確認してまいりましたけれども、確かに見る人から見てわかりにくい内容でもありましたので、そちらについては改善をしてまいりたいと思っております。

それから事業がいろいろわかりにくいという面もあるんですけども、私どもとしてはちゃんと区分されて適切にやっているという感覚は持っておるんですけども、新たに実施する事業もありますので、その点については今後、重複する部分がないように検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

電話番号一つとっても、何カ所にも窓口があるとその時点で、ちゅうちょする以前にあきらめてしまうというか、コンタクトをとる意欲も失せてしまいかねないので、きちんと、もっと誰にとってわかりやすいかというのを考えれば、お母さんにとってわかりやすいということであって、使う側の視点をもっと、今の状況ではとてもじゃないけど、情報がないんじゃないかと、いっぱいあり過ぎてわからないという現状と、私は思っているので、その辺をもっとわかりやすく精査して、対応していただければと思います。

とりあえず終わります。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑のある委員はおられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、質疑もないようですので、この程度にとどめさせていただいて、それではただいまより、採決に入らせていただきたいと思います。討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費関係部分、第2項児童福祉費関係部分、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第10款教育費、第1項教育総務費関係部分、第4項幼稚園費関係部分、第5項社会教育費関係部分、第2条債務負担行為関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、議案第 91 号平成 27 年度四日市市一般会計予算、こども未来部関係部分については可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第 91 号 平成 27 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算、歳出第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費（関係部分）、第 2 項児童福祉費（関係部分）、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費（関係部分）、第 10 款教育費、第 1 項教育総務費（関係部分）、第 4 項幼稚園費（関係部分）、第 5 項社会教育費（関係部分）、第 2 条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、ただいまより教育民生常任委員会として議案のほうの審査に入っていきたいというふうに思います。

議案第 118 号四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてから審査をさせていただきます。

資料、皆さんご用意できますか。理事者のほうからご説明はありますか。

議案第 118 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○ 山路こども保健福祉課長

特にございませぬ。

○ 中川雅晶委員長

それでは、委員の皆さんから質疑をお受けさせていただきます。質疑のある委員の方、おられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑なしと認めます。

それでは、これより採決に移らせていただきますが、議案第 118 号四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは採決をさせていただきます。

議案第 118 号四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第 118 号四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第 118 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第 119 号四日市市立保育所条例の一部改正について、審査を行ってまいります。理事者のほうで追加の説明がございますか。

議案第 119 号 四日市市立保育所条例の一部改正について

○ 伊藤保育幼稚園課長

ございません。

○ 中川雅晶委員長

説明なしと認めます。

議案第 119 号について、委員の方の質疑を求めます。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 119 号四日市市立保育所条例の一部改正について、討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは採決に移らせていただきます。

議案第 119 号四日市市立保育所条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第 119 号四日市市立保育所条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第 119 号 四日市市立保育所条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で議案は終わりましたので、ここからは報告が 1 件ありますので、この報告について短時間で報告をいただきたいというふうに思います。

県地区社会福祉事業用地に誘致する医療機関の選定について。

ここは理事者、入れかえてください。

皆さん、資料はインデックスのついているものの2です。準備よろしいでしょうか。

それでは報告事項についての説明を求めます。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

こども未来課、加藤でございます。

インデックス2番のところ、資料、県地区社会福祉事業用地に誘致する民間医療機関の選定結果についてご報告させていただきます。

目次のほうをめぐっていただきまして、1ページと2ページ、見開きになっております。せんだって、あらかじめ選定結果につきましてはご報告を、文書でさせていただいたところでございますけれども、その内容等につきましてお時間をいただきましてご説明させていただきます。1ページの上の1番目の、民間医療機関の公募については、昨年11月5日からことしの1月9日の公募の期間を設けまして、四角で囲んでございます、それぞれ医療の課題を四つ掲げる中で、これに対応していただけるような医療機関を募集するというところで、1ページの下、2番、民間医療機関の選定についてというところで、医療法人三愛さんの四日市消化器病センターさんが手を挙げていただきまして、選定の結果、こちらを選考させていただいた。

1月28日に民間医療機関審査会を開催いたしまして、決定したところでございますけれども、2ページに移っていただきますと、審査委員会の委員、5名の委員で選考させていただきました。榊原先生につきましては医学的な見地、知見をいただく中で選考いただくということで、メンバーになっていただいております、朝日先生につきましても、あけぼの学園の移転整備計画の検討会議のほうでもかかわっていただいております、お二人入っていただいております。あと3名、行政の部長ということで、こども未来部長が委員長ということで選考させていただきました。

三愛さんからの提案事項で、(3)の①でございますけれども、発達に課題のある子供及び家族の医療課題に対する提案事項というところで、主に四つのご提案をいただいております。現在、整形外科のほうを持っていただいておりますけれども、そちらで新たに小児の受け入れもしていただくということ。それから小児看護の専門知識を有する看護師を配置していただく、あるいは精神的なケアのための専門のカウンセラーも登用していくという方向でご提案をいただいております。また、機能回復センターを移転先、新たなとこ

ろに設置いただきまして、小児のリハビリテーションを実施していただく。また、ショートステイに対応できる療養型のベッド、1床でございますけれども、こちらを確保する中でそういった期待に応えていただくというところでございます。

②番、その他の提案という形で、人間ドックについても当然、従来していただいておりますけれども、四日市のところに移転していただくことで、地域の医療についての貢献もいただく。それと、中学生の職業体験実習等も受け入れていただくということで、地域に根差した医療機関ということでの対応をしていただくという提案をいただきました。

そういった中で、診療科目でありますとか、市の施策への協力連携、あるいは施設整備計画等、収支計画も踏まえまして審査を行ったところ、記載のとおりで選定させていただいたとおりでございます。今後の予定につきましては、せんだっての文書にも記載させていただいておりますけれども、今後、医療機関と施設整備に関する事、あるいは土地の賃貸借等についての細かな部分についても、基本協定書を今年度中に締結してまいりたい。また、当該用地が市街化調整区域でございますことから、都市計画法上の手続を進めていくというところでございます。

内容につきましては以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

説明はお聞き及びのとおりです。何かご質疑がありましたらお受けしますが。

○ 豊田政典委員

応募が1機関のみだったということと、2ページの(3)の得点率が81.0%ということとをあわせて、あらかじめ得点率の最低点というのは決めていたのかどうか。そこだけ教えてください。

○ 市川こども未来部長

審査委員会で最低点の基準は一応、60%以上ということで決めておりました。

以上です。

○ 野呂泰治委員

医療機関の選定ということで、ここに書いてもらったんですけども、できたらこのパンフレットがあると、病院の、そんなのがあれば本当はきょう、つけてもらおうとよかったです。資料、また後でお願いします。

それともう一つ、1月28日に民間医療機関審査委員会というのを開催したとありますが、もしよろしければ中身、どんな内容だったのかということがあれば、資料でよろしいので、簡単にでもあったら少し言ってもらって。出ますか。委員会の内容というか。

○ 市川こども未来部長

医療機関さんから20分程度のプレゼンテーションをしていただき、それはこちらの応募要項に沿った形でプレゼンテーションをしていただきました。そして、収支計画等につきましては、我々は会計の専門知識という点で、病院経営上のものがありましたので、事前にあげぼの学園と、県地区の社会福祉事業用地の誘致の条件を、朝日先生を会長とする委員会で検討していただいております。そこのメンバーに名古屋の病院会計に詳しい会計士さんに入らせていただいておりますので、その方に事前に病院会計については審査をいただき、その報告書をもって審査をさせていただいたところでございます。それぞれのところ、特に発達に課題のある子供及び家族の医療の課題に対する貢献度、ここをやっぱ配点は厚くさせていただき、審査をさせていただきました。

以上です。

○ 野呂泰治委員

この病院ですけど、周辺にも病院、医療機関、あると思うんですけど、重複しないというか、あるいはここが一番何が得意かというか、消化器病センターと書いてありますけど、北勢地方は病院も少のうございますので、その辺のカバーという点で恐らく考えてもらったと思います。いずれにしろ、ほかに希望者があったかどうかちょっとわかりませんが、今後、こうやって決まったらしっかりとやっていただくようお願いしておきます。

○ 土井数馬委員

見つかってよかったです。

○ 中川雅晶委員長

意見ですね。ありがとうございます。

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、報告につきましてはこの程度とさせていただきます。

以上でこども未来部に関する審査、また報告は終了です。理事者の皆さん、お疲れさまでした。

それでは、引き続いて健康福祉部なのですが、理事者入れかえの時間がありますので、ここで10分、休憩させていただいて、再開は3時10分とさせていただきます。よろしくお願いたします。

14 : 58 休憩

15 : 12 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

ここからは健康福祉部の審査に入っていきたいというふうに思います。

それでは、部長から一言。

○ 村田健康福祉部長

先ほども請願の前にご挨拶させていただいたところでございますが、先ほどは請願のご審査、ありがとうございます。ここからは平成27年度の当初予算、平成26年度の補正予算、そのほか議案、条例改正が多数ございますので、申しわけございませんが議案審査をお願いいたしました後、協議会のほうもお願いしてございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。審査の進みぐあいにおいては、協議会を後に回させていただく
かもしれませんので、それだけご了承ください。

それでは、さきの議案聴取会で委員から請求のあった資料について、一括して説明を求
めます。

議案第 91 号 平成 27 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費（関係部分）

第 2 項 児童福祉費（関係部分）

第 3 項 生活保護費

第 4 項 災害救助費

第 5 項 国民健康保険費

第 6 項 介護保険費

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分）

第 3 項 保健所費

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費（関係部分）

第 2 条 債務負担行為（関係部分）

議案第 93 号 平成 27 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第 99 号 平成 27 年度四日市市介護保険特別会計予算

議案第 100 号 平成 27 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課の坂田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

前回ご請求のありました追加資料のご説明をいたします。資料につきましては教育民生
常任委員会関係資料でございます、その表紙を 1 枚めくっていただきまして、予算常任
委員会教育民生分科会資料、右上のほうに健康福祉部資料ナンバー 1 と記載のある資料で
ございます。これの 1 ページをごらんいただけますでしょうか。小規模多機能型居宅介護

の整備方針についてということで、ここにつきましては委員長より、この施設の整備を拡充していく意図をまとめた資料ということでご請求がございました。

まず1点目でございますが、この小規模多機能型居宅介護というものでございますが、この施設は市が指定、監督する地域密着型サービスの一つでございます。平成18年度に制度化されて生まれた類型でございます。これは、必要に応じて通いと宿泊、訪問のサービスが臨機応変に一つの施設で対応することができるという施設でございます。一連のセットメニューのようなサービスでございまして、3種類の介護サービスを顔なじみのスタッフから受けることができるということが一つ、特徴として挙げられます。そして、③のところですが、事業所に登録した会員のみ、29名以内ということでございますが、利用が可能ということでございます。

この施設についての整備の経過、2のところでございますが、本市では平成18年度以前から、在宅介護支援センターの機能強化に取り組んでまいりました。この小規模多機能型居宅介護よりも、本市としては在宅介護支援センターに、相談窓口だけでなくデイサービスやショートステイを併設する方針で、各地区に整備を行ってまいりました。この小規模多機能型居宅介護が果たす役割と同じような機能を、在宅介護支援センターとその関連施設で持たせるということでございまして、これにつきまして②のところでございますが、在宅介護支援センターは、平成24年度で全地区に整備が完了いたしました。そして③としてショートステイは、平成26年度で全地区に整備が完了したということでございまして、3の近年の状況についてということですが、こういう中で1点目といたしましては、高齢者や要介護認定者、認知症高齢者がふえていくという状況の中で、さらなるサービス供給量をふやしていくということも必要になってまいりました。そして2点目ということで、サービス供給量の増加が求められているということでございます。

そして4番目でございますが、事業計画における小規模多機能型居宅介護の整備方針についてということで、こうした中、現計画、第5次介護保険事業計画でございますが、最終年度である本年度、26年度で3圏域1カ所ずつ、3施設の整備を計画いたしました。しかしながら1カ所の整備にとどまったという状況でございます。これにつきましては次期事業計画におきましても、小規模多機能型居宅介護は必要であるというふうに本市は考えておりまして、各圏域ごと毎年1カ所ずつ、計3カ所の整備を見込んでおるということでございます。

2 ページをごらんいただけますでしょうか。こちらにつきましては、委員長より在宅介護支援センター事業費予算内訳についてということで、もともとの運営補助の部分と、看護職配置に係る予算内訳がわかる資料のご請求がありましたので、作成させていただきました。これにつきましては基本額といたしまして、ケアマネジャーや社会福祉士の福祉職 1 名を配置しております基本型の在宅介護支援センターの委託料は、福祉職の人件費としまして 482 万 6000 円に、研修費、会議費を加えました 487 万 9000 円が、1 カ所当たりの委託料となっております。これに対しまして医療にかかわる相談・支援や、医療と介護の連携強化を目的に看護職 1 名を追加で配置しておる在宅介護支援センターの場合は、看護職配置分といたしまして 488 万 5000 円の人件費を加算しておるということでございまして、平成 27 年度の予算額としましては、基本型 13 カ所合計で 6342 万 7000 円、看護職配置型 13 カ所で 1 億 2693 万 2000 円、26 カ所合計で 1 億 9035 万 9000 円ということになっております。

続きまして 1 ページ飛ばしていただきまして、4 ページをごらんいただけますでしょうか。野呂委員より、議案に上げさせていただきました第 6 次介護保険事業計画の策定について、地域包括ケアシステム構築に向けた地域団体等への周知・啓発についてどのように行っていくのか、そのスケジュールについて資料の請求がございました。これにつきまして 1、目的でございますが、次期計画で地域包括ケアシステムを構築していくためには、地域の各種団体や市民のご参画やご協力をいただくため、自主的な取り組みへの機運を高めていくということが大事でありまして、周知・啓発を行っていくことは非常に大事でございます。

2 番目の周知・啓発の内容といたしましては、高齢者の状況を踏まえた地域包括ケアシステム構築の意味とその必要性、それからこのシステム構築を含めた介護保険事業計画の全体像をご理解いただくことが必要だというふうに考えておりまして、取り組んでまいりたいと考えております。3 番目の周知・啓発計画でございますが、この具体的な計画につきましては、まずは各種団体、市民への周知ということで、1 番、上のほうに表にまとめさせていただきました。4 月から 6 月までの年度初めには、各団体の総会、理事会等が開催されますので、こうした中でまずは頭出しをさせていただいて、ご紹介させていただいた中で各地区にきめ細かく説明し、広めて理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

そして（２）のほうでございます、地区レベル地域ケア会議の実施ということで、こうした周知・啓発に努めながら、各種団体にご参画をいただいて、地区レベルの地域ケア会議を年２回から４回、開催していきたいと考えておりますが、具体の地域課題の抽出や解決に向けて検討、協議を進めていきたいというふうに考えております。②のところで、主な出席者ということでございます。この地域ケア会議への主な出席者は、各団体の代表者が中心となるということが想定されますが、広くその関係団体の構成メンバーにも地域包括ケアシステムをご理解いただくことで、地域課題の解決や地域社会づくりにプラスになると考えております。

介護・高齢福祉課からは以上でございます。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして資料ナンバー１の３ページのほうへお戻りいただけますでしょうか。国民健康保険料収納への取り組み、平成２７年度における重点的取り組みの内容についての詳細ということで資料請求をいただいたところでございます。５項目ございまして、順にご説明させていただきたいと思っております。

まず、①の納付誓約書の提出、差し押さえ等滞納処分による時効の中断でございます。これは、納付相談を行うときは月々の納付計画を立てていただきまして、納付誓約書の提出を求めています。保険料の消滅時効の期間は２年でございますので、その前に債務承認をいただくことが時効の中断になってまいります。また、債権保全のために差し押さえを執行する場合がございますが、これも同様に時効の中断を図るということでございます。

次の②、継続的な納付相談機会の確保と生活状況の聞き取りでございますが、納付相談の際には必ず次回の納付相談の時期を約束させていただきまして、納付誓約書に記載いたします。このことは約束履行の意識づけにつながり、一定期間経過後に収入、債務、就労、生活状況等の変動を聞き取り、月々の納付額を再相談し、生活困窮となっていないかもあわせて確認していくというところでございます。

それから③、分割納付誓約世帯の履行状況の追跡と不履行時の催促でございますけれども、分割納付相談の誓約をいただいても、中には履行いただけない方、あるいは途中でとまってしまうというケースが発生してまいります。このため、定期的に履行状況を確認いたしまして、分割納付が滞ったときには催促を行ってまいります。これでも不履行が続く

場合には、生活状況から資力がない場合を除きまして財産調査予告文書を送付するというところへ進めてまいります。

④の納付指導員の戸別訪問による口座振替の推進でございますが、納付書払い世帯のリストがございます。これをもとに納付指導員が口座振替の加入勧奨の訪宅を行っているところでございますが、このリストの更新回数をふやしまして、さらに口座振替の加入勧奨を進めてまいりたいと考えてございます。

最後の⑤、滞納整理に係る専門研修への職員派遣でございますけれども、この債権の内容についての専門的な知識のほか、滞納処分に関するノウハウ、あるいは対人的な交渉技術を学ぶため、滞納整理実務講座に職員を派遣いたしまして、収納担当職員のレベルアップを進めていきたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 栗田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

理事の栗田でございます。資料の5ページをごらんいただけますでしょうか。川村副委員長のほうより、健康福祉部の平成25年度の事業実施を踏まえた課題に基づきまして、平成27年度当初予算の状況がどうなっているかということでご質問いただいております。10ページにかけまして14項目を挙げさせていただいております。特に、第6次介護保険事業計画・第7次高齢者福祉計画に基づきまして、地域包括ケアシステム構築の関連事業といたしまして、1の権利擁護・成年後見事業、それから2番の地域医療推進事業、それから4番の在宅介護支援センター事業、それから5番の認知症総合支援事業、認知症地域支援体制推進事業を挙げさせていただいております。

1番の権利擁護・成年後見事業につきましては、ひとり暮らしや高齢者の増加によりまして、今後ますます利用の増加が見込まれます。そのために平成27年度につきましては、生活支援員の体制の充実に向けた予算の増額を、また2番目の地域医療推進事業につきましては、医療と介護の連携強化に向けまして、ICTを活用した情報共有ネットワークの構築に係る予算を新規に計上させていただいております。また、4番目の在宅介護支援センターの相談機能強化に向けましては、平成25年度から実施しております在宅介護支援センターへの看護職配置予算を引き続き計上いたしております。また、5番の認知症総合支援事業、支援体制推進事業におきましては、認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進員の配置等に係る事業を新規に計上させていただいております。

また、3番の扶助費でございますが、生活保護の丁寧な目標管理の実施につきましてのご指摘をいただいております。これにつきまして、平成27年度予算に向けまして世代ごとの指標設定を行いまして、適切な指標の管理に取り組んでまいりたいと考えております。また、6番のおむつの支援事業でございますが、おむつ券の宅配への利用を可能にするなど、取り扱いの幅を広げまして、利用者の利便性の向上に向けて平成27年度も努めてまいりたいと思っております。

それから7番から9番の障害者施策でございますが、平成25年度から実施しております会話パートナー派遣事業の継続実施、就労支援事業につきましては平成24年度から配置しております就労支援コーディネーターの1名増員による体制の強化を、また、屋外での移動が困難な障害者の移動支援を行います障害者移動支援事業につきましては、利用者のニーズへの対応やサービス提供体制の確保に向けました事業の拡大の予算を今度、計上させていただきます。

また、10番目の検診事業につきましては、従来、集団検診のみの実施となっております肺がん検診を、新たに医療機関で実施するという形で拡充させていただくものでございます。また、11番の国民健康保険でございますが、平成26年度から実施しております、初期未納者への保険料共同収納コールセンターを活用した電話催告事業等のさらなる拡充の予算を計上させていただきます。さらに、12番から14番は保健所事業でございますが、アルコール依存症患者への相談体制の充実や、犬猫の避妊手術の補助など動物愛護関係の予算、また獣医師確保への取り組み予算を挙げさせていただきました。これらは前年度の予算に比べまして、特に予算額の大きな増額があるというものではございませんけれども、既存の事業の中でより有効な事業実施に向けた工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

以上の14項目の事業につきましては、新規、拡充、継続など平成27年度予算に向けましてさまざまな形で反映に努めておりますが、いずれにいたしましても健康福祉部の重要事業といたしまして、推進に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは予算常任委員会教育民生分科会として、平成 27 年度当初予算について、健康福祉部所管の 4 議案の審査を始めてまいります。

議案第 91 号平成 27 年度四日市市一般会計予算、議案第 93 号平成 27 年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第 99 号平成 27 年度四日市市介護保険特別会計予算、議案第 100 号平成 27 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算であります。

なお、項目が多岐にわたりますことから、議事進行上、初めに一般会計歳出第 3 款民生費と各特別会計、つまりは衛生費以外を先に審査させていただいて、理事者を入れかえてその後、衛生費の部分を審査させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、ただいまより議案第 91 号の民生費部分と、第 93 号国民健康保険特別会計予算、第 99 号介護保険特別会計予算、第 100 号後期高齢者医療特別会計予算について審査に入っていきたいと思っております。ご質疑のある委員方の発言を求めます。

○ 石川勝彦委員

新しい 75 ページの介護予防・生活支援体制づくり事業と、それから 76 ページの在宅介護支援センター事業、これも 365 日、24 時間体制という。それと 83 ページの地域医療推進事業のことについて、それぞれ関連させてお尋ねしたいと思っております。最初のまとめのところに、地域医療推進事業ということで在宅医療の体制の充実ということですが、平成 27 年度、今まだ発展途上の状況で、どこもかしこも万全の状況にあるということはずいぶん言えないわけですが、特に訪問看護ステーションとかそういったところ、あるいはドクターのネットワークといったところもやや、まだ課題が残るというか、盤石な状況になっているようなことはまず考えられませんが、平成 27 年度の事業としてどこまで期待できるのかなということ。

それと、今 75 ページのことで介護予防、どんどんと高齢者が介護のほうにお世話になっていく時代になってきまして、できるだけ健康年齢といいますか、健康寿命といいますか、そういったものを延長させていくためにも介護予防、その後には健康づくり啓発事業等、ありますが、この辺のところの体制ですね。参加する人というのは大体決まっているし、そしてだんだんと減っていくし、そしてもっともっと掘り起こさないかんとところが掘り起こさないままで、結局介護認定を受けてデイサービスを受けたりショートステイということになったりしておるといって状況で、核家族化でなかなか親の面倒も見れない、親自

身も老老介護というようなことで、そういう事情の中でたくさんの事業が展開されて、平成 27 年度中にどこまでどういう形で進んでいくだろうかということ、予算の計上はされておるし、しっかりとその予算が最後まで有効に、最大限生かされてつくられて、27 年度末にはいい方向で本市の福祉事業、福祉行政がどこまで充実していくのかという点について、あわせてお尋ねしたいと思います。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

多岐にわたるご質問を頂戴しまして、順次お答えさせていただきたいと思うんですが、まず冒頭に訪問看護ステーションのご質問いただきましたが、これにつきましては今年度も整備を行ってまいりましたが、来年度につきましても 2 カ所の整備を進めていきたいというふうに考えておりました、訪問看護ステーションというのは今後、介護と医療の連携をしていく上でも、在宅で介護を必要とする人をケアしていくためにも非常に大事な機能を果たす施設だというふうに考えております。これについては順次、整備を進めていくというふうに考えております。

そして、介護予防・生活支援体制づくり事業ということでございまして、これにつきましては今回新たにつくらせていただいた補助事業ということでございまして、まさにこれから生活支援、地域でお困りの高齢者が、施設に入ることなく在宅でこれからも生活を続けていくためには、まずその地域の中での支え合いの体制をつくらなければならないということで、これにつきましては平成 29 年 4 月から総合事業という形で開始させていただくわけですが、それに先立ってその受け皿づくりを進めていくという事業でございまして。平成 27 年度は 600 万円ということで、1 カ所について 120 万円という上限の中で 5 カ所分ということで考えておりました、年次的に進めていって各地区に整備していきたいというふうに考えております。幸いなことにこれにつきましては、各地区におきましてもこうしたものをつくっていかねばならんという機運が今、非常に高まっております、うちのほうもいろいろそういう面では問い合わせをいただいております。そうした動きをうまくこちらもつかんで、今、何が必要なのかというところを十分に協議させていただいて、必要な支援をしていって、支援体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

そして介護予防事業につきましても、これまでやってきた介護予防事業につきましてもさらに効果が上がるような形で、これは介護・高齢福祉課だけでなく、健康

づくり課とも協力をし合いながら、重度といたしますか、危ない方から一般の高齢者に至るまで、幅広い形での介護予防を強力に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

全部、全般にわたって答えてもらったことになるのかな。残っているよね。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

あと、地域医療の推進事業という形でお話をいただきました。これは衛生費になりますもので、後でのご審査を。若干一言だけ、今回、地域包括ケアシステムを構築していく上で、医療と介護のネットワークというのは重要なところでございますもので、我々はその辺も念頭に入れながら予算を組んでおります。また後で衛生費のほうでご審査いただければと思います。

○ 石川勝彦委員

今、坂田課長のほうからご説明いただいた訪問看護ステーションですが、2カ所ふやすということは現在のところ、何カ所。平成26年度中には何カ所あるわけ。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

20カ所でございます。

○ 石川勝彦委員

そうすると2カ所ふえて、22カ所になるわけね。22カ所になるということで、一番心配なのは先ほども言われたように、介護・医療の連携のネットワークで非常に重要な役割を果たすところですが、単線運転みたいな、いつも閉まっているような状況ではいかんし、24時間対応が十分できるような訪問看護ステーションなのかどうか、その辺のところについての期待はどの辺までしたらいいですか。現実として、どこまでできますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

訪問看護ステーションのほうも、全てのところが対応はできるということでございまして、地域の方の 24 時間への期待に応えられるように、現在のところは稼働しておるということでございます。

○ 石川勝彦委員

そうすると、平成 26 年度、今年度中には十分に稼働しておるということで、安心していわゆる看護・医療の連携がとられていて、在宅医療あるいは在宅介護ということに対してそれなりに満たされておると理解していいんですか。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

健康福祉課、岡本でございます。訪問看護ステーションにつきましては、先ほどの 24 時間対応、坂田課長のほうからお答えさせていただいたように、もちろんステーション自体は土日お休みというところもあるんですけども、ただ、ご利用者様にとってはすぐに必要な方には連絡がとれるような形で、連絡先を伝えるという形で 24 時間の対応をしていただいているというふうに伺っております。ただ、十分かどうかという部分なんですけれども、まだまだ訪問看護自体の認知度というのも、市民の方にとっては十分ではない状況にあります。使っていただいている方にとってはかなり訪問看護師が絶えず行くことによって安心できる体制にはつながっていると思うんですけども、まだまだ必要な人が十分、訪問看護ステーションをご利用いただいているかという部分につきましては、十分ではない部分もあると思いますので、そういった訪問看護ステーションの利用につながるような周知のほうも、市としては努めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 石川勝彦委員

衛生費のほうに関連しているものですから、そのときにまた各論的にお尋ねしたいと思えます。

介護予防についてですが、支え合いということに対する期待、いわゆる受け皿としてどういうふうになっていくかということですが、この辺のところ、行政が手を下すというか、手を出して積極的に、前面に立ってというわけではないわけですから、方向づけするというか、援護射撃するというか、後方支援的なものだろうと思うんですが、受け皿をつくる

ということで、5カ所つくるということになると、今後何年がかりでこれが整備されていくのかなという心配がありますが、たかが120万円、されど120万円だというふうな認識のもとに考えた場合、ないよりはあったほうが良いと思いますけれども、実質的にはソフトの部分ですよね。その辺のところについてどのように理解させていただきたいんでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

1年間では5カ所ということでございますので、これは年次的に今後も続けさせていただいて、全地区にということ考えておきまして、1カ所につき120万円ではございますが、必ずしも1カ所、120万円全てが要ということではございませんので、もう少し小さな金額でできるのであれば、1年間であっても5カ所以上の整備ができるものと考えておりますので、数多くの拠点づくりということを進めていきたいというふうに考えております。

○ 石川勝彦委員

お金の問題じゃない、いわゆるソフトの問題、介護予防という非常に重い問題に取り組んでいくわけですから、中身の問題だと思うんですね。お金が120万円云々というような、そんなものは多かろうと少なかろうと、とにかく中身さえしっかりしていればいいわけですが、これは当然、どこの地区も例外なしに介護予防を、できるだけ健康維持して、健康寿命を延長していく、それから平均寿命にもかかわらせていくということで、できるだけ介護ということから縁の遠い状況に持っていくためには、元気で過ごすという、老老であろうと元気で過ごすというような環境づくりをしていくということで、受け皿というのはどういうものなのかなと思ったりもするんですが、その辺の受け皿、全市的に例えば24地区に受け皿をつくっていくと、何年かかるのかなと思ったりしますけれども、それは地域でそれぞれ地域なりに体制は整えて、市が手を下すまでもなくそういう体制は整えられていくと思うんですね。そうしないと、いつまでたっても何もしてもらえんというようなわけにはいきませんので、方向づけをしてほしいんですけれども、問題は介護予防って具体的に何をどのようにするのか、1年間を通じてどういうことをするのか、いろんな人に対してどんなことをするのかという、ソフトの部分も非常に多岐にわたると思うんですね。この辺のところについては委託しておるところにさせるんですか。それとも市が出向

いてやるんですか。それとも地域がボランティアとか、そういったことでやるんですか。根が、ボランティアにしてもNPOにしても、しっかりとした機能をしておればいいんですけれども、やっぱり根無し草のような状態ではいかんし、いつも私は思っているんですけど、継続性だと思うんです。その辺のところはどうでしょうか。

○ 瀬古介護・高齢福祉課長補佐

介護・高齢福祉課の瀬古でございます。今、介護予防についてご質問いただきました。まず、今言いました介護予防・生活支援体制づくり事業のほうで、そういう立ち上げの支援をしていくということも一つあるんですが、石川委員が言っていただいたように、その立ち上げプラス、介護予防が非常に大切だということの啓発、意識向上ということも必要になってまいります。それについては、これは衛生費でも絡んでくるんですが、健康づくり課さんが主になっていただいている、「よっかいち・はつらつ健康塾！」という事業であるとか、さまざまな健康づくりに関する啓発事業、それと介護・高齢福祉課の関連する在宅介護支援センター、地域包括支援センターが、ほかの相談である事業等の中でそういう啓発をしていくということ、まずしていかなければいけないと思っています。

そういう中でこの介護予防事業はしていくんですが、それも多様な事業を今のところ考えていまして、一つは従来どおり地域包括支援センターがさせていただきます二次予防事業というものがあまして、そこにつきましてはどちらかといいますと、運動機能を向上するために理学療法士であるとか保健師とかが指導するというものです。ここの対象者は比較的、介護の必要になる可能性が高い方。それは継続していくと。プラス、一般の高齢者向けの事業としては、先ほどありました健康づくり課が主になる「よっかいち・はつらつ健康塾！」という事業です。これについても今は地域包括支援センターに委託してやっています。こちらは運動も少し体験しますが、どちらかというのを自宅で各自がやっただけのような、啓発が主になるということです。

今までは、市が主導になっているのはこの二つだったんですが、今度、これからさせていただくのは、先ほどの体制づくり事業も含めて、地域での自主的な介護予防の取り組みをしていただくようにしていきたいと思っています。これは実際、今も、衛生費関係ですが健康づくり課で「地域でお達者クラブ」等々ということで進めているんですが、それをさらに拡大していく。そこには必ずしも専門職による運動ということだけではなくて、生きがいをつくるような活動、生きがいになるような活動も含めてやっていただくというこ

とも考えていますし、それプラス、そこでも体操等々、専門職のアドバイスが必要ということであれば、健康づくり課の専門職、理学療法士等がご相談に伺うというようなことを、幾つかのパターンを加えながらさせていただきたいというふうに思っているところです。

○ 石川勝彦委員

拡大していくということはわからんでもないんですが、やっぱり心配しているのは、拠点が移動するというならいいんですね。例えばいろんなことをやっていただく、出前サービスのものがあちこちでやられておるならば、そこへ行って参加できる。ところが遠いところまで行かなくちゃいけない、お迎えに上がってというようなことまではなかなか、やってやれるものではないんですね。地域社会の中でお迎えに行き向かい合ったり、車に乗せていったりして、お互いに助け合っということができるような体制を整えていけるような地区、そういうふうなものを育てていかないと、せっきくの事業が介護予防につながっていかないと思うんですよね。だからいろんな、理学療法士とかそういった人たち、あるいは運動とか生きがいとかというけれども、限られた人だけではいかんし、はつらつ健康塾がずっと、例えば健康塾、いろんな塾をすとしたならば、1回で終わりというんだったら花火を1回上げて終わりみたいなものですから、継続的に段階を上げていくということで、おかげさまでお世話にならなくていいんだという気持ちを、自分に自信を持っていたいただけるような、それが必要だと思うんですよね。待っておって対応するんじゃなくて、やはりしっかり呼びかけていくということと、拠点をふやすということが、お金以前の問題として望まれますが、その辺のところだけ最後に聞かせてください。

○ 瀬古介護・高齢福祉課長補佐

ありがとうございます。私が最後のほうでご説明させていただいた部分はまさにその部分になります。石川委員言っていた、そこはこれから本当に、非常に大事になってくるところで、できるだけ身近なところで集まれる、介護予防につながるようなことができる場というふうに思っていますので、先ほどの生活支援体制づくり事業も含めて各地区の、できるだけ多くの場所でそういう取り組みができるように、ぜひしていきたいと思っています。その辺は介護・高齢福祉課と健康づくり課と連携しながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 石川勝彦委員

今、二つの課がタイアップしながらやっていくということですが、誰が継続的にやっていって、そして地域の人たちが自信を持って生活できるというところまでいかないことには、介護予防から遠く離れていくという形、それは誰でも、健康寿命から平均寿命という期間は短くなればなるほどいいんですよね。どうしてもお世話にならなくちゃならんわけです。けども、できるだけ健康寿命を長くするためには、いろんなところに参加したい。どこか悪かったら参加できませんよね。したくないですよね。だからそれを何とか、老人会でも、二月に1回ずつあるけれども、あの人、1回、2回と休むようになった、来んようになったと。そうするとどうしたかということで、親しい者がそこへ迎えに行くと、実はこういう状態だということで、なかなか参加する意欲がわからない。あるいは参加する気がない。こういう形になっていくと、だんだん衰えて介護の世界にお世話にならなくちゃならなくなってくるわけですね。こういうことがどんどん進んでいくと、日本の社会って本当に大変な時代になってしまうと思うんですよ。

だから、少しでも本市において健康なお年寄りをふやすというか、健康を保たせるように機能をするためには層を厚くして、受け皿も厚くせないかんけれども、参加する人を多くしていただくということが、これがタイアップしてどこまでやれるかですね。地域を巻き込んでやっていただくということならば、やっぱり地域にしっかり働きかけていただかないかんし、その辺のところを知恵を十分出し合っていただかないと、行政主導でどこまでやれるか、ちょっと心配なところがあります。だからくれぐれも本人主導で、地域主導でやるべきところを、しっかりその辺のところ、皆さん汗を流していただかないかんのはその辺だと思うんですよ。安定して、落ちついてやっていただけのような状況になって、あそこは模範的な地域だということで、モデル地区みたいなものをたくさんつくっていただくように、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

他に、ご質疑のある委員の方。

○ 豊田政典委員

今の介護予防・生活支援体制づくり事業で、全庁統一の交付基準で補助率2分の1以下というのがあると思うんですが、これを超えていることについての、どういうふうな整理がされているのか、教えてください。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この補助事業につきましては、財政部局のほうとも、あるいは政策部局のほうとも十分な協議をして、確かにそういう原則があるという中でこういう形に落ちついたのは、これをやろうとしておる団体が、非常に資金的には脆弱な団体が多くて、その半分出すということについて、かなり事業の進みぐあいといいますか、そもそもの着手ができないということが大きな問題になるだろうと。現実問題、当初は全額補助というのも考えておったんですが、それはさすがに無理だ、だめだということで、財政部局とも協議する中でのこの形で落ちついたわけですが、その1割の負担についても、先行しておる団体等に確認してみますと、だったらそこは誰が出すのかと。わずか1割ではあるんですが、それを負担することの難しさというのは、やはり脆弱な地域の組織の中では大きな意味を持つてくるということで、全庁的なそうした流れはあるものの、この事業をどうしても進めたいというこちら側の意向を強く財政部局のほうにはプッシュして、こういう形でお願いするということが要求させていただいたものでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

平成27年度の当初予算から新しく基準を、ゼロベースで見直したんだけど、一般論として最初から基準が守れない例外をつくってしまうと、骨抜きになっちゃうなという心配をしました。10分の9というか10分の10というか、無理があるやつを補助でやるということ自体が無理があることで、行政ができなくて民間がやったほうがいいのか委託だし、そこを一番根本的に議論してもらったはずなのに、交付基準づくりというのはね。だからすごく遺憾ですけど、まあいいやと。

○ 中川雅晶委員長

他に、この介護予防・生活支援体制づくりに関連した質疑はございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、それ以外のところの質疑をお受けします。

○ 豊田政典委員

介護認定について一般質問もあって、認定までに日数がかかっているというのが、障害者でしたっけ、ありましたよね。僕は障害者に限らず、申請から結果が出るまで日にちがかかっているという話について、改めて平成 27 年度の方針というか、対策を聞きたいんですけれども、最新の実態で新規と更新と何日ぐらいかかっている、27 年度はどのような対策をとって、目標は何日にするのか。それを確認させてください。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

現在、こちらのほうで集計しておる数字といたしましては、平成 26 年度全体の平均といたしましては、日数的には 53 日余りかかっているということでございます。これにつきましては、平成 25 年度の平均といたしまして約 40 日ということでございますので、26 年度は非常に日数がかかったというのは紛れもない事実で、私どもとしては非常に申しわけないという形での数字でございました。これにつきましては、要因といたしまして平成 26 年度、特に前半で調査員の人員が不足しておったということで、補充はしたものの十分に調査員が機能するまでに時間がかかりということで、結果的にこういう形になっておるということでございまして、平成 27 年度に向けてこのままでいいというふうには考えておりませんので、人員が今、不足している分については人事部局のほうにも強く求めていきたいというふうに考えておりますし、現在いる職員もさらなるスキルアップといたしますか、手際よく調査をこなすことによって数をふやすことで日数を減らしていく、そしてまた急を要するような調査の場合は、介護の職員も調査に赴いて対応していくという、さまざまな手を取りながら日数を減らしていきたいというふうに考えております。これは、きょうあすにできるということとはございませんが、平成 27 年度、十分その辺について努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

更新のほうは市社会福祉協議会に委託でしたっけ。どっちでしたっけ。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

更新の申請、調査のほうは市社会福祉協議会のほうに委託をしているということでございます。

○ 豊田政典委員

対策の中で調査員をふやすという話がありましたが、市社会福祉協議会に委託している分については、平成 27 年度、同じことができるんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

やはり、市社会福祉協議会の中でも日数がかかっておることについては、非常に大きな問題だというふうに考えておりますので、私どもと同じように社会福祉協議会の中でも調査ができる職員というのがおりますので、そうした職員も調査の助っ人といいますか、プラスアルファの職員として協力をする場合もあったりしながら、取り組みを進めていくということございまして、現在、市社会福祉協議会のほうではそうした意味では調査のほうは、平成 26 年度当初に比べるとかなりスムーズになってきたのかなというふうに考えておりますが、27 年度におきましても引き続きその辺は、私どもとしても求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

期待しておきます。

○ 石川勝彦委員

介護予防に戻りますが、先ほど、内容的なことをあれしましたけれども、補助対象団体に住民組織、ボランティア団体、NPO 法人ということが主体になっていますよね。ここが受けて立ってということで、先ほど申しましたように誰が継続的に、それこそ安心して地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちを、よりいつまでも元気でということのいわゆ

る母体になるわけですね。主体であり母体になるわけですね。そしてそれを行政が、
どういう援護射撃をするのかわかりませんが、やっぱり主体性は介護予防・生活支援体制
づくり、その支援体制づくりが、介護予防及び生活支援体制づくりというのはどういう形
でできていくのか、余り描けないんですよね。

例えば地域社会が、つながりが弱くなってきている。そして地域の中心になっているの
が大体、高齢者が多い。高齢者が高齢者の面倒を見るって、元気老人がちょっと弱った人
を世話するというのはわかりますけれども、長く続くわけではないですよね。それからN
POといっても、四日市に何十とNPOがあるわけでもないですよね。そこがどれだけ力
をつけて、安心して介護予防につなげたり、生活支援をしてくれたりということですね。
それからボランティアだって、これは根無し草でしょう。自主的に、ボランティア協会と
いうのもあるけれども、どこまでこれが地域社会で根づいていくのかな、持続的にお世話
をしてくれるのかなということになると、これは本当に三つとも心配なんですよね。その
辺はどのようにお考えでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ご指摘のとおり、先ほども少しお話をしましたが、こうした団体というのが非常に、い
ろんな意味で脆弱だということは紛れもない事実でございます。しかしながら、本市とし
ましてもそうしたところに介護予防なり生活支援をお任せしていかなければならんとい
うことでございますので、その辺の見きわめというのは厳しくしていかなければならん。や
る気だけで、その組織そのものが本当に継続的にやっていけないようなところであるなら
ば、そこにはお任せはできないという中で、そうしたらどうしたらいいのかということな
んですが、それは今後、育成していかなければならんということで、私ども来年度は生活
支援コーディネーターという役割の職員を社会福祉協議会にも委託する中で、そうした団
体の育成をまずしていかなければならん。そして、そういう団体が本当に任せておける
団体かどうかの見きわめは、本市のほうでしていく必要があると思うんですが、これが一
朝一夕にできるものとは考えておりませんので、その辺のところは平成 27 年度、まず最
大限、力を入れてやっていかなければならん重要課題だというふうに認識しております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

最初につくるということですから、いいものをつくっていただいて、しっかりしたものにして見本的なものを点在させる形でつくって、そして隣の地区にもつくっていただくということで、言うなればこんなところまでモニタリングという言葉を使いたくないんですが、やっぱり住民組織がどのようにやっているか、あるいはボランティア団体、あるいはNPO法人が、法人という名前が付きながら果たしてどこまでやってくれているのかなということを常に監視するというか、後方支援をしながらやっていっていただかないと先細りする可能性があるし、1年ももたないようなことではいかんし、1年目はやっとなんとかめどがついたけれども、2年目になったらもうなかったというようなことになると、本当に今言われるように、育成していくということは常に育成していかないかんですよ。例えば平成15年に防災大学がスタートしましたね。あれはずっといろいろ持続させて、中身を濃くしていますよね。そういうようなものを期待できるのか、してもいいのかどうか。この辺はやっぱり、地域には福祉協力員とか——私もその一人になって、いろんなことをやってはおりますけれども——そういうのをふやしていくということ、先ほども言っていますけれども、裾野を広げながら質を高めていく、数をふやして質を高めていくということ、これをしなかったらこういういいことはできないでしょう。実らんでしょう。年をとったら当然、介護のお世話になるのは当たり前ですわとなっちゃうじゃないですか。その辺のところは心配なんだけど、老婆心ですかね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

本当に私どもが危惧しているところを、非常に端的にご説明いただいておりますというふうにご考えておきまして、私どももこれから第一歩を踏み出すというような形があるところがございます。これについては、社会福祉協議会がそうした意味では専門的な知識といえますか、情報も持っておりますし、地域の中で今立ち上がろうとしている団体が、すごく多いわけではございませんが芽生えてきておるのも事実でございますので、それをうまく、地域資源という形で活用していくというのが、今回の地域包括ケアシステムの真髄というところがございますので、来年度、私どもが一番力を入れなければならないところだと思いますし、十分注意をせねばならんと。そうした中では、そうした各地域での、地域資源も大事ですし、こんなので大丈夫かというおしかりであったり、ご提言なりを十分いただきながら、軌道修正もしながらやっていきたいなということで、手探りではございますが、努めていきたいというふうにご考えています。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

ここに住民組織ってありますよね。前々から申し上げていますがけれども、地区社会福祉協議会というのが生まれて 50 年たっていると思うんです。この地区社会福祉協議会は、地域の、登録をしながらいろんなことをやっていますよね。やっているところ、やっていないところ、弱っているところ、ある程度機能しているところといろいろあると思います。地区社会福祉協議会というのがあるんだから、これは直接、健康福祉部の所管だと思うんですね。この辺のところに大きなてこ入れをして、メスを入れながら、運動とか文化というのが中心になっていると思います、運動会とか文化祭。だけれども福祉というのが 1、2、3、4 を抜いて 5、6 を抜いて 7、8 ぐらいのところに福祉がついてくるぐらいで、一月に 1 回ずつ、いわゆる独居のところへお弁当をつくって持っていったり、そんなことをやってくれているのはいいですよ。それを毎日せえとは言いません。だけれどもやっぱり地区社会福祉協議会があるんだから、地区社会福祉協議会がそういったことを主体性を持ってやっていていただければ、私はこういうことは本当に地域でみんなが競争し合って、地区同士で競争し合って、あそこは年寄りばかりだけれども、みんな元気だなと言えるような地域社会ができていくことならば、24 地区ある中で多少の差はあるかも知れないけれども、やっぱりそれぞれが連携しながら、同じ時代を生きた者が肩を組んで、そして次世代の者がそれを援護射撃していくということで、そういう組織づくりを根本的にしていただくことを、平成 27 年度の一つの大きな課題にさせていただくことをお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いたしたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

ここでちょうど 1 時間ぐらい経過したので……。

関連ですか。じゃ、その関連だけして休憩に入りたいと思います。

○ 野呂泰治委員

資料ありがとうございました。今、介護予防・生活支援体制づくりということですけど、いずれにせよ高齢者の方がどんどんふえてきますので、国のほうとか、いろんなことでこ

ういったシステムをつくっていかないと、とてもやれないと。しかも財政的な面もいろいろな面もあるからということで、こういうふうに地域に投げかけて、県のほうの仕事も市のほうへ持ってくるというふうな体制ですもので、慌てずにしっかりと、やっぱり地域の住民の方と、現実はこのような人口の構成になってきて、東京なんかだと介護施設なんかもお世話をする人がおらんのですよ、一般の特別養護老人ホームなんかのね。いわゆる社会福祉に携わる人さえも若い人がいなくなるというか、いてもなかなか人のお世話をしてもらえるような方がだんだん少なくなってくる。高齢者の方もそうなんですよね。お世話をしてほしいんだけど、またNPOとかいろんな、自治会とか福祉関係、いろんなことがありますけど、そこの役員、そこにお世話をしていただく人が、そんなえらい思いはようせんわ、自分がえらいで、そんなものはようせんわ、おれはもう十分に働いておったんだから、自分で好きなことをしたいわという方がだんだんふえておるんですわ。いわゆる絆ですわ。そういう社会に今、なりつつあるもんだから、余計にこういう問題が大変なんですわ。だからその辺をしっかりとよく、いろんな日ごろの諸団体のところと打ち合わせをしながら、一遍にはいかないけど何遍も何遍も繰り返し、最後は自分が皆さんにお世話にならなきゃならないということと同時に、自分の子供、自分の親、やっぱり親子関係も再度確認をとって、子育てもそうですよ、自分の子供は自分で育てるんだと、自分の親は子供がある程度見るんだというぐらいで、自分の親も子供も人に任せ切り、そんな社会は成り立たんですよ、はっきり言って。だからそういう点も含めてこれからしっかり考えていってもらわないかなと、私は思いますので。お答えがあったらひとつ下さい。これからスタートですから。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回、資料請求をいただいて、この資料をつくらせていただいておりますときも、今、野呂委員がおっしゃっていただいた、そうした意味合いの深さというのが十分、私どもも改めて理解できて、今回、今年度、各団体を一部回らせていただいたところもございまして、先ほどおっしゃっていただいたとおり、次のなり手がなかなか見つからんという団体もやはり多いという中で、このままでは決して形になっていきませんので、その各団体のご意見を聞く。そしてどうしていったらいいかということ協力をしながら進めていくということで、残された時間というのは決して長いものではないというふうに強く感じており

ますので、スピード感を持って、なおかつ広範囲に動きたいということで私ども考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 野呂泰治委員

もう1点だけ。だからこういう、お世話していただく方、本当に大変だと思いますけど、そういう方はいないことはないんです。おみえになるんですね。だからそういった、各企業においても厚生福利関係をやっていた方とか、あるいは皆さんの行政の方も、いろいろ大変なお仕事をしてもらっておったんですから、やめたらもうやめだというんじゃなくて、やっぱりお互いが地域社会へ戻ったら地域のことをお互い助け合っていくというようなことが一番大事ですので、そういうことを含めてこれからもしっかりと啓蒙していてもらいたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ここで休憩を入れさせていただきます。再開は4時25分とさせていただきます。

16:14 休憩

16:26 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

それでは、今の介護予防とか介護関連というところでご質疑、ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

では、それ以外のところでご質疑を承ります。

○ 豊田政典委員

当初予算資料の 77 ページを見ながら、これは新規の認知症総合支援事業でございます。私のメモによると、各事業の流れ、つながりと内容、何をするのかという質問。それぞれ書いてあるんですけど、関係性とかもう少しかみ砕いて説明してもらえないかなと思いついて、1、2、3。4はわかりますけど、という質問です。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これも新たな事業ということでございまして、今、認知症高齢者が非常に急増しておる中で、これに対応していくためにということで、何が大事かという中での事業の展開でございます。何が大事かというのは、まず早期発見、早期対応というのが非常に大事でありますし、またその地域における見守り、支援体制の構築、そして地域の方が認知症というのをよくご理解いただくということが非常に大事だというふうに考えておりまして、こうした状況の中で、認知症高齢者もそうですし、そのご家族をフォローして、できるだけ住みなれた地域で暮らしていただけるようなことで行っていくという事業でございまして、まず1点目の認知症初期集中支援チームにつきましては、平成 27 年度はまず1カ所ということでチームを編成するわけでございますが、ここに書いてございますとおり、福祉関係職として社会福祉士、介護福祉士が1名、それから医療職ということで保健師、看護師、作業療法士等ということで、あと嘱託医師から成る……。

○ 中川雅晶委員長

課長、わかっているところはもう答弁しなくてもいいです。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

済みません。

早期発見ということでこういうチームが地域の中で、既に非常に重い認知症にかかっている方については、それなりの対応があるんでしょうけれども、今、危ないという方について集中的に対応していくことでいい効果、結果を出すということの施策の一つでございまして、これは北地域ということでございます。そして2番目の認知症地域支援推進員は、認知症の方が地域で生活できるように見守っていくための体制づくりをしていこうということで、これは4名ということで介護・高齢福祉課と各圏域ごと1名の推進員を配置して、

認知症に関する知識の周知をしたり、相談体制を充実して認知症の方の見守りをしていく、あるいは支援体制を強化していくということでございます。

そして、これらは集中支援チームとも連携しながら進めていくということでございます。あわせて3番目、認知症ケアパスということにつきましては……。

○ 中川雅晶委員長

課長、ケアパスはもうわかっていますということだと思います。

○ 豊田政典委員

済みません、聞き方を少し変えますが、そうすると認知症、本人なり家族がまずどうかかわるのか。どこかへ行くのか、認知症初期集中支援チームについてそこへ行かなきゃいけないのか、誰が間に入ってかかわっていくのかということとか、あるいは2番目の地域支援推進員の方が地域における見守り支援体制づくり、言葉としてはわかりますけど、これはいかなるもので、誰に働きかけてどんな体制をイメージしているのか。その辺のイメージでもいいんですけど、もうちょっと具体的に、こうなっていくんだよみたいなやつを。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

このチームにつきましては、その地域の中で危ないといいますか、早期に対応していかなければならないという人の情報が、これは在宅介護支援センターなりが情報をキャッチした中でそういう対象者の人にこちらからアプローチをかけていくということで、集中的に訪問して必要な医療につなげていくという形での対応をしていくものでございまして、認知症地域支援推進員につきましては、認知症高齢者のご家族からの相談に応じたり、あるいは認知症の方をサポートするサポーターの養成に力を入れるというような形で、地域での見守りを強化していく役割を果たしていくものでございます。

○ 豊田政典委員

これは国庫支出金も出ているので、何かイメージを書いたような、流れを書いたような資料ってあると思うんです。それを配っていただけますか、後で。それを見ればわかりますね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ご用意させていただきます。

○ 豊田政典委員

今のところよくわかりませんが、まあいいです。

○ 中川雅晶委員長

他に、この認知症総合支援事業について関連質疑のある方、おられますか。

私のほうから、認知症地域支援推進員は既存の方を入れて4名とさっきおっしゃったんですかね。新たな3名とプラス1。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

各地域包括支援センターには新たに3名の方ということでございまして、市に配属する職員につきましては、現在、臨時職員がおりますが、その職員と交代に嘱託職員ということで、体制強化ということでさせていただきます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

認知症に関係してお尋ねするんですが、認知症になってからの話じゃなくて、認知症になる前のもろもろの取り組みというのが、これは大いに期待したいところなんですが、非常に、例えば食生活についてとか、体を動かすことについてとか、私はよく老人会で、テレビばかり見ていると認知症になるよ、数カ月いくとやっぱりおらない、あの人はちょっと認知症になり始めたよ、こういうふうになるんですよね。そういうタネはようけあるんですけれども、そういったこともやはり行政から情報発信していただいて、こういうことは気をつけなさいと。ちょっと前までは1日に30種類のを食べなさいと言っていましたね。だけど最近はそういうことをすっかり言わなくなりましたよね。けども、タンパク質と脂肪と炭水化物をバランスよくとらなさいとか、1人になるとやっぱり、認知症の一番の原因というのは、低栄養が一番の原因だそうです。ある管理栄養士に聞いたらそんな話をしてくれました。ということは、ひとり住まいとかあるいは老老介護とか、あるいはいわゆる買い物に困難……。何と言うんですか。

○ 中川雅晶委員長

買い物難民。

○ 石川勝彦委員

買い物難民とか、結構ふえてくるわけですね。だからコミュニティバスとかそういったこと、普通車に乗っていたものが軽自動車になり、軽に乗っていたものがだんだんとあれて、夫婦でアクセルとブレーキを間違えて木にぶつかったり、ある程度のところで大したけがもなく済んでいると。だけれども車はパンクするから、だめになっちゃうから変えると、そうすると行動範囲が狭くなると。そういう関係で、そして女性は割と旦那と一緒に生活していても、女性は元気やで弁当をつくって旦那さんを留守番させておけばいいということで、奥さんは羽ばたいておるといような、奥さんと言うとあれですけども、年をとった、高齢のお姉さんは羽ばたく、男性は閉じこもっておると。奥さんのつくってくれたものを食べて、テレビのおもりをしている、テレビにおもりをしてもろうとと。こういう状態では当然、認知症になる傾向は強いですね。そういったことについて、やっぱりこれは保健事業として大事な分野であろうかと思うんですね。認知症になったものをどうこうするって、例えば青山里会なんかも、認知症だけはグループホームをつくっても、グループホームの中でどうしていいのかといったって、結局1が2になり、2が3になるということで、自分の家族もわからない、かわいがっていた孫もわからない。動物を飼っていても犬と猫との区別がつかない、こういうような状況から何とかならんかなと思うんですが、その辺はいい考え方を持っておられませんか。

○ 村田健康福祉部長

多分、この部分は介護・高齢福祉課も答えにくいと思いますので。というのは、認知症予防のほうは衛生費のほうで健康づくり課が所管をしております。健康づくりの啓発事業という中では、委員おっしゃるように認知症予防というのは非常に重要な部分でございますので、そういったものの教室なんかも取り組んでいく予定でおります。それから、一つにはやっぱり外出をして社会に参加をしていくということで、認知症の発症をおくらせたり、そういうことも可能でございますので、そういうところの支援で、先ほどの介護予

防・生活支援という部分で支援をしていただく地域の団体、そういったものを育成していきたいと、こういうものが今の考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

また衛生費のところでも深く突っ込んでいただきますように。非常に関連しておるんですけども。

○ 豊田政典委員

きょういただいた追加資料の7ページの一覧の5番に、最後に徘徊対応模擬訓練を新たに実施とありますが、これはどんなイメージなんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これは一般質問等でもそうしたご紹介、あるいはそうしたものへの取り組みについてご提言をいただいておりますということですが、先進事例がございまして、実際に地域の方が認知症の徘徊をしている方の役と、それをフォローする方の役ということで分かれて市内に散らばって、認知症高齢者にどう対応していくかというのを実地で訓練するというものでございまして、本市においてもこうした取り組みがこれから必要になってくるということで、平成27年度についてできる地域から少しずつやっていきたいなということ考えております。そのやり方そのものは先進事例を参考にしながら、大きな予算が生じるというものではございませんが、地域のご協力がいただけないとなかなか進まないものですから、そうした面でのご紹介をしながら、理解を求めながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 野呂泰治委員

現実にこの方は認知症に近いとか、この方を気をつけてくださいよと地域で仮にいろいろう言ったとしますと、はっきり言うと、言われたほうは半分はわからない、半分わかっているんですわ。でも家族はわかっていますけれども、そうすると家族は全くつきっきりなんです、はっきり言って。24時間365日、本当に見ていなきゃいけないという事態が起こっておるわけですね。ちょっと目を離すとどこか1人で出ていってしまっていないと

か、いろんなことでこれから出てくると思うんですね。だから、事故が起こったり、何かの形で、しかも老老になってきますと余計そういった件で、さっきの生活支援体制と一緒にすけれども、それをここで、チームをつくってどうのこうのとありますけど、本当に大変なことだと思っています、はっきり言って。だからその辺はいろいろとお考えになった上でこういうことが出てきたんだと思いますけど、医療もいろんな面がありますけれども、かといってこの人はとって地区で誰かに名前を言ってしまうと、その人の人権と言うとおかしいですけれども、その人のいろんなことに、家族も含めていろんなことをよく考えてやっていかないと、いろんな問題が発生してくると思いますので、その辺はひとつしっかりと、よく考えてやっていただきたいなど、こんなふうに思います。意見です。

○ 中川雅晶委員長

他に、認知症総合支援事業について、関連したご質問はございませんか。

私のほうから1件だけ、認知症初期集中支援チームで事業展開をこれからしていただくと。まず1カ所、チームを設置してスタートすると。これは早期に発見をして早期にかかわるといところで、本来は極めて早期が有効やとは思いますが、ただ、困難なケースも在宅介護支援センターから上がってくるということも考えられますので、認知症総合支援となれば、挙げていただいたほかにレスパイト機能なり、一時的に家族とか病院とかから、病院ならそこでケアできるかもしれないですけど、在宅におられる認知症の方が困難なケースになった場合に一時ケアをする場所、レスパイトの機能を備えたような形で設置をしなきゃいけないんじゃないかなということでお尋ねさせていただいたときに、精神病院が一部そのベッドを提供いただく、また小規模多機能型居宅介護をそういうところにベッドを活用していくとかということが村田部長のほうからはありましたけれども、小規模多機能型居宅介護自体、きょうの追加資料で出していただきましたけれども、本市はずっと小規模多機能型居宅介護を設置してこなかった。それは小規模多機能型居宅介護よりも在宅介護支援センターを整備していきなり、在宅介護支援センターを中心に担っていただくという方針もあったのかもしれないですけども、ここにきて小規模多機能型居宅介護を拡充していこうという意図であったり、その辺の整合性がよくわからないし、18年度から制度化されているのに、当時余り小規模多機能型居宅介護に積極的ではなかったところの理由があったと思うんですね。それはどういう理由だったのかよくわかりませんが、その選択ではなかったのが今ここにきて小規模多機能型居宅介護、なおかつ認

知症の一時レスパイトもそういうところに担わせていくというところで、本当に大丈夫なのかどうなのかということも、認知症施策のレスパイト機能という観点からお伺いをさせていただきたいと思います。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ご指摘のとおり小規模多機能型居宅介護というものが平成 18 年度からスタートしておるにもかかわらず、本市は平成 26 年度まで行ってこなかったということでございまして、小規模多機能型居宅介護が持つておる機能というのは、私どもが 18 年度以前から考えておった在宅介護支援センターへのショートステイ等の整備で、ある面レスパイト機能も含めて果たせるかなということで考えてきた結果として、そしてまた各地区にバランスよく施設を配備していくということが大事でありますし、在宅介護支援センターが持つておる相談機能とマッチングさせて、そうした面での延長線上にレスパイトもあるということで、その辺を重視したということでございまして、それが充足といたしますか、一応の完了を見たということで、それだけでストップしていいのかということではなく、小規模多機能型居宅介護には小規模多機能型居宅介護のメリットもございまして、デメリットもあるわけなんですけど、今後はそうした面を非常に重視しながら、いろんな選択肢があるということが介護サービスを整備していく上で大事だというふうに考えておりますので、こういうことで方向転換をさせていただいたということでございまして。その中で認知症の方のケアも進めていくということの、一つの選択肢にしたいということでございまして。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

方向転換という話がありましたけど、私が危惧するのは、小規模多機能型居宅介護も在宅から小規模多機能型居宅介護への方向転換ですし、小規模多機能型居宅介護に認知症を、一部活用していこうというようなことの方針であったり、精神病院も今までは精神と認知症とは違うということで、本市内にある精神病院は認知症の患者さんはほとんど受けなかったんですね。それも今回、方向転換をして一部ベッドを認知症の急性期の場合に受けますというような方向転換があつて、本当に大丈夫なのかどうか。余り認知症を扱っていない小規模多機能型居宅介護の一番の課題は、やっぱりその質の担保をどうするかというのがなかなか困難やったかなというふうに私は思うんですけども、そうしたときに認知

症の患者さんをケアできるとなれば、それなりのノウハウがないとだめなのに、安易に小規模多機能型居宅介護にそういうことを担わせて大丈夫なのかどうか。かたやグループホームを持っているところは、認知症を中心にケアをしているわけですね。ノウハウも蓄積があるのに、そうではなくて小規模多機能型居宅介護であったり、今まで扱っていなかった精神科の病院に認知症の患者さんを送るとかという、安易な方向転換を危惧するところであるんですが、その辺はどういうふうに、そうではないという説得をいただくんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

いろいろな課題を提示していただきました。確かに認知症の方をケアしていくというのは、その方の症状が多岐にわたっておるといところがございますので、どういう方であっても小規模多機能型居宅介護でケアできるというふうには、私どもも考えておらないところがございます。その施設、施設でのふさわしいといいますか、許容範囲の中でのレスパイトということで受けていただく選択肢になるというふうに考えていまして、例えば急性期で非常に問題行動の多い方の場合であれば、精神病院というのも今後の選択肢になり得るということで、いろんな認知症の方に対応していくための一つのツールといいますか、受け皿づくりを今、進めておるといところでございますので、その点でご理解いただければなというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員長

ぜひ、認知症の総合支援のスキームをきっちりをつくってもらわなきゃいけないですし、その中心になるのは、ここには入っていませんけど認知症疾患医療センターを市内にきっちり設けて、そういう司令塔を持ちながら認知症の総合支援というのであれば総合支援の事業をモデルとしてしっかりと確立していく。それは入り口から出口までを含めてですね。しかも国の国家戦略、新オレンジプランは在宅で認知症の患者さんも基本的には見ていきなさいねという、明確に方向性を示されているわけですね。安易な社会的入院とか、精神科の入院につながるようなことではなくて、その方針に従ってスキームをつくっていかなきゃいけないと思うので、その核になるようなものをやっぱりきっちり今年度中につくっていただくように、強く要望しておきますのでお願いいたします。

他に。

○ 小川政人委員

認知症で居どころがわからなくなるって、四日市で何度かあるんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この1年間でも十数件、そうしたケースが発生しております。

○ 小川政人委員

それをすぐ見つけるとか、探せるような何かの方法はないんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これまでも関係機関ということで、警察が非常に大きな力を果たしていただきましたし、在宅介護支援センターでありますとか、そうした介護施設、あるいは地域の自治会等も一生懸命になっていただく場合もございますし、そうした中で今まで対応してまいりましたが、今年度、8月からはさらにそれにプラスして徘徊者の方のSOSメールということで、情報を、もしそのご家族の方がご了解いただければ、そのメールを受け取っていただく方のところへ情報を流して、少しでも見守りの目をふやす中で早期発見につなげたいという施策を開始したところでございます。

○ 小川政人委員

今の時代やで、何か持っていて、身につけてそれで電波で探せるとか、そういうのもあるやろうと思うけど、そういうことは考えていないんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

小型の発信器をその方に持ってもらって、もし徘徊した場合は居どころがわかるというような機器はございまして、それに対する補助も行ってはおるんですが、まだ現状のところ、機器というのがやはり少し大きいというのがございまして、なぜか徘徊される方はそういう機器をすぐに外してしまうということがございます。まだまだその辺はひと工夫が要る状態かなということで考えていまして、こういうのももう少しその辺が改良されてくるならば、大きな解決の糸口になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

まだそこまで小さいものでつけておくというわけにはいかんわけやね。はい、わかりました。

○ 中川雅晶委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

では、それ以外のところで短時間で終わるようなところがありましたら、よろしく願います。資料請求も受けます。明日に備えての資料請求だったらお受けします。

○ 豊田政典委員

あれば出してください。当初予算資料の 80 ページ、子ども学習支援事業で、生活保護受給世帯の話ですけど、高校進学率であるとか学力の実態であるとか、あるいは就職率であるとか、そういった実態がわかるようなデータがあれば出してください。

それから 81 ページは、その前段階という方が対象ですけど、失業者、住居喪失者、多重債務者の方々の市民の人数とか——市民と言えないのかもしれないんですけど——そのベースとなるデータがあれば出してください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤です。よろしく願います。まず、80 ページの資料といたしまして、市内全域の高校進学率ということでよろしいでしょうか。それとも生活保護世帯の高校進学率。

○ 中川雅晶委員長

そうそう、生活保護世帯の高校進学率。

○ 豊田政典委員

全体と生活保護世帯と分けて比較できるように、高校進学率と就職率と学力。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけありません、学力については保護課のほうでも端的な数字は把握しておりませんので。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、市内の高校進学率と生活保護世帯の高校進学率、就職率。

それと自立相談支援事業のほうの失業者、住居喪失者、多重債務者。このデータはありますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

これもやはり、生活保護世帯ではなくて市内全域のということでございますか。

○ 豊田政典委員

そうです。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

明確な資料がお出しできるかどうかは、今の段階では定かではありませんが、努力させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

他にごございますか。

○ 川村高司副委員長

さっき雑談で言っていた、介護保険の中の保険給付費という、201億円云々はあるものの、それ以外に地域支援事業費の4億円、保険給付費以外に市が行う事業の内訳がわかる形のものと、障害者福祉において生活介護事業の16億円とか、就労継続支援、障害者就

労支援事業とはまた別の就労継続支援事業の 8 億円、共同生活援助事業の 3 億円、これらは具体的に内容のわかるものを示していただければと思います。国民健康保険については当初予算資料の 70 ページとかに、国民健康保険についての中で保険財政共同安定化事業の 70 億円、これがどういったものなのかというのを資料として教えていただければ助かるなと思っています。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

生活介護事業、それから就労継続事業、共同生活援助事業につきまして、資料を用意させていただきます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

先ほどおっしゃっていただいた地域支援事業等の資料についてもご用意させていただきます。

○ 松岡保険年金課長

国民健康保険の保険財政共同安定化事業につきまして、資料のほうを準備させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

お願いします。ほかに。

○ 野呂泰治委員

1 点だけ、79 ページ、障害者就労支援事業なんですけれども、ここに各年度の実習者の実人数を書きいただいておりますけれども、どんな業種の実習だったのか、それと最終的に実習後に一般就労に至った者は平成 24 年度、25 年度ともに 1 名となっておりますけれども、1 名しか就労できなかったのかなということですけど、その業種は何かということ、また逆に採用されなかったのはどんな理由だったのかということがわかったら教えてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

資料請求ということでよろしいですか。

わかりました。用意させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

○ 川村高司副委員長

こういった当初予算資料とかで、69 ページに、きょうの午前中にいろいろ議論させていただいた障害者福祉の一環として、移動支援事業を充実させ云々という文章が、上から6行目から2行にかけて書いてあるんですけど、これだけ見ると電動車椅子の方の介護サービスというか、サポートすることも包含しているよとさすがに読み込めないで、逆に言うところというのは毎年使える文章なのかなと。どういうふうにまとめるのがいいのかというのは、私も正解は持っていませんけれども、できるだけ、そういう意味で先ほど説明していただいた資料をつくっていただいたんですけども、これにも同じ事業としての、9番目に説明はしていただいていますけど、そこでも読み取れないので、その辺の前年度との違いであるとか、ただ単に金額の増減だけではない部分の表記の仕方というのを、いろんな意味で工夫していただけるとありがたいなという要望です。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

きょうの話で、精神障害の予算は、もうつかんでみえるんやわな。ことしも、来年度もだめやとか、いいとか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

県の精神障害の医療費の助成の予算ということでございますか。県全体の福祉医療費の予算というふうな形だと思いますけれども、ごめんなさい、ちょっと今すぐは……。

制度そのものは平成26年度、27年度、一緒でございます。変わりません。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

国民健康保険料の取り組みで資料を出していただいて、また明日、質疑させていただきたいと思うんですけれども、これの現年度の目標収納率、滞納繰越分の目標率が 18.8% で出していただいておりますけれども、過去5年間の数字と平成 27 年度の目標の数字をちょっと、表で出していただけますか。

○ 松岡保険年金課長

資料のほう、準備させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ないですか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、ちょっと大変ですけどまた明日までに資料を、可能なものは提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、本日はこの程度とさせていただきます、明日は9時から、恐れ入りますが審査を継続させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。理事者の皆さん、どうもお疲れさまでした。

17 : 00 閉議